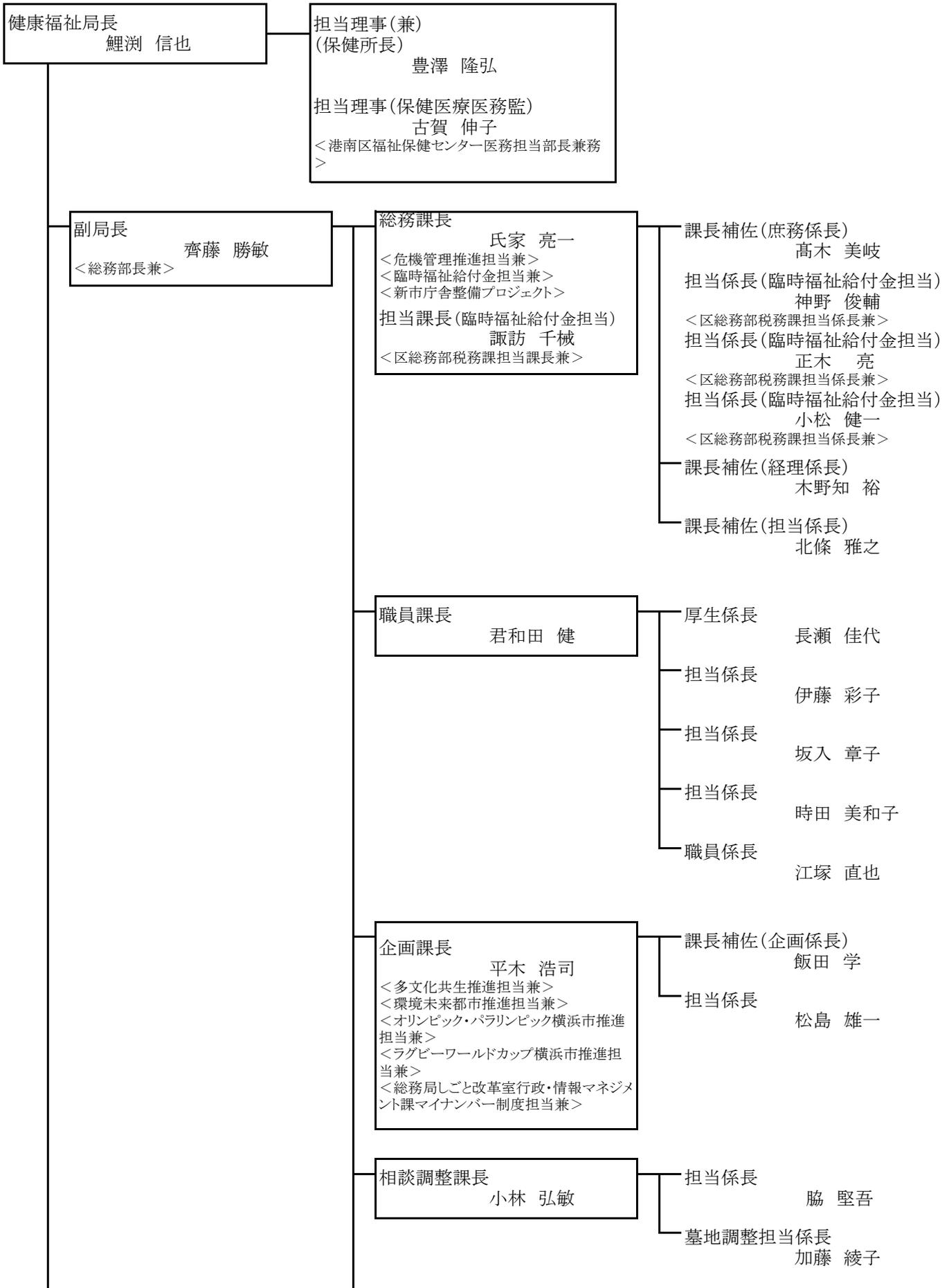


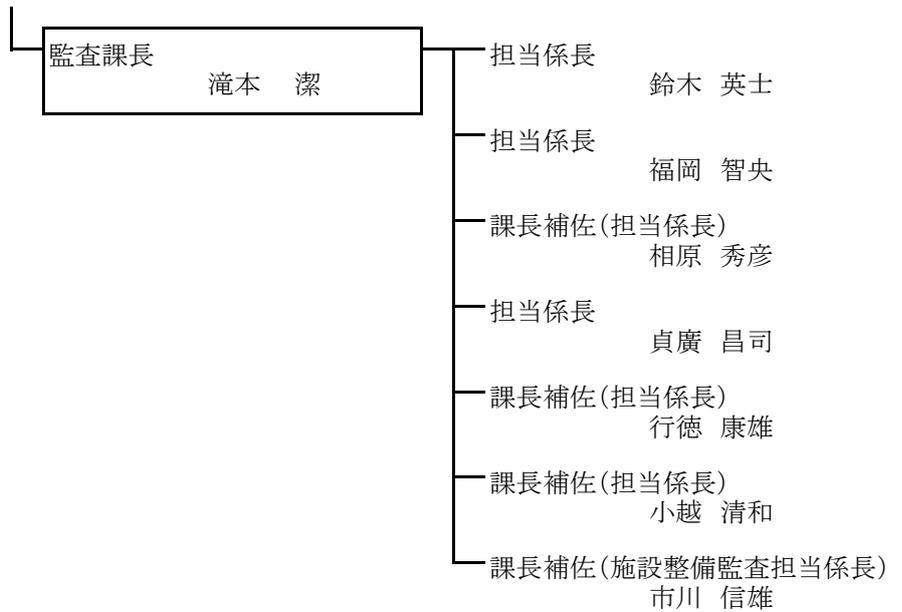
# 機構及び事務分掌

(平成 29 年 5 月)

健康福祉局

健康福祉局機構図(平成29年5月17日現在)





地域福祉保健部長  
佐藤 友也  
＜福祉保健人材育成  
シニアリーダー兼＞

福祉保健課長  
菊池 孝

担当課長  
(福祉保健センター担当)  
鈴木 宣美  
＜総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課マイナンバー制度担当兼＞

担当課長  
(人材育成担当)  
嘉代佐知子  
＜福祉保健人材育成リーダー兼＞

- 担当係長 飯野 正夫
- 担当係長 山田 和子
- 担当係長 楠 浩一郎
- 担当係長 後藤 雄一郎
- 担当係長 近藤 崇
- 課長補佐(担当係長) 瀬戸 晶子
- 担当係長 伊藤 浩美
- 担当係長 佐々木 祐子

地域支援課長  
鳥居 俊明

- 担当係長 稲垣 崇之
- 課長補佐(担当係長) 安達 友彦
- 担当係長 山口 真

生活福祉部長  
巻口 徹  
<保険・年金人材育成  
シニアリーダー兼>

生活支援課長  
鈴木 茂久  
<財政局主税部徴収対策課債権回収促  
進担当兼>

担当課長  
(指導・適正化対策担当)  
森下 太幹

担当課長  
(援護対策担当)  
佐藤 潤

担当課長  
(寿地区対策担当)  
小田切 巧

事務係長  
雨堤 久美

担当係長  
深川 愛

課長補佐(生活支援係長)  
岩井 一芳

課長補佐(生活保護指導担当係長)  
大内 直人

課長補佐(指導・適正化対策担当)  
繁田 智孝

担当係長(生活困窮者支援担当)  
石井 正則

担当係長(生活困窮者支援担当)  
渡辺 弥美  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮  
者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
川島 春樹  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮  
者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
高野 文江  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮  
者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
米山 のぞみ  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮  
者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
根岸 桂子  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮  
者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
東海 志朗  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮  
者支援担当係長兼>

担当係長(援護対策担当)  
鈴木 英里

担当係長(援護対策担当)  
井手尾剛史

担当係長(援護対策担当)  
藤井 健一

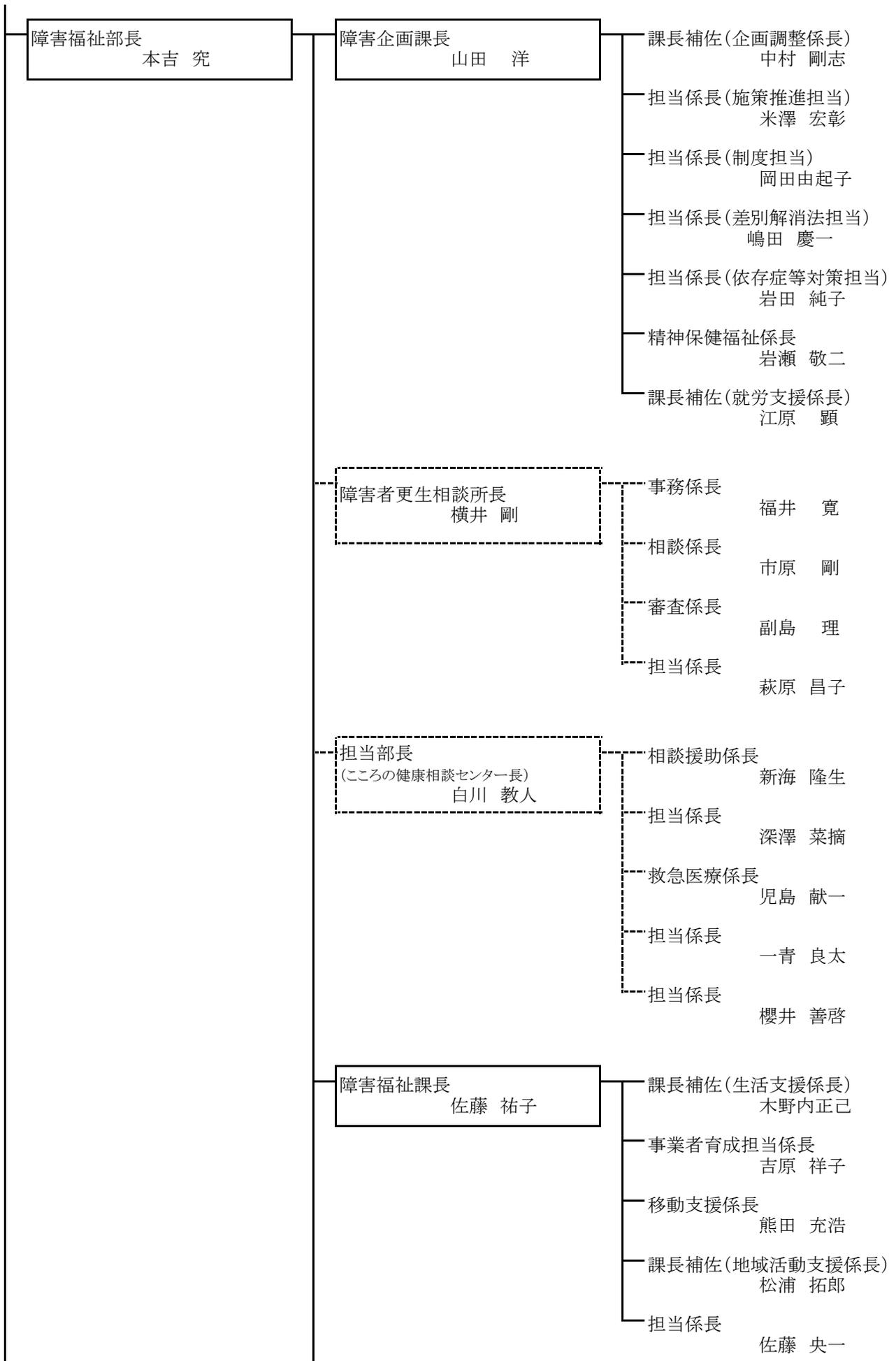
担当係長(寿地区対策担当)  
高橋健太郎

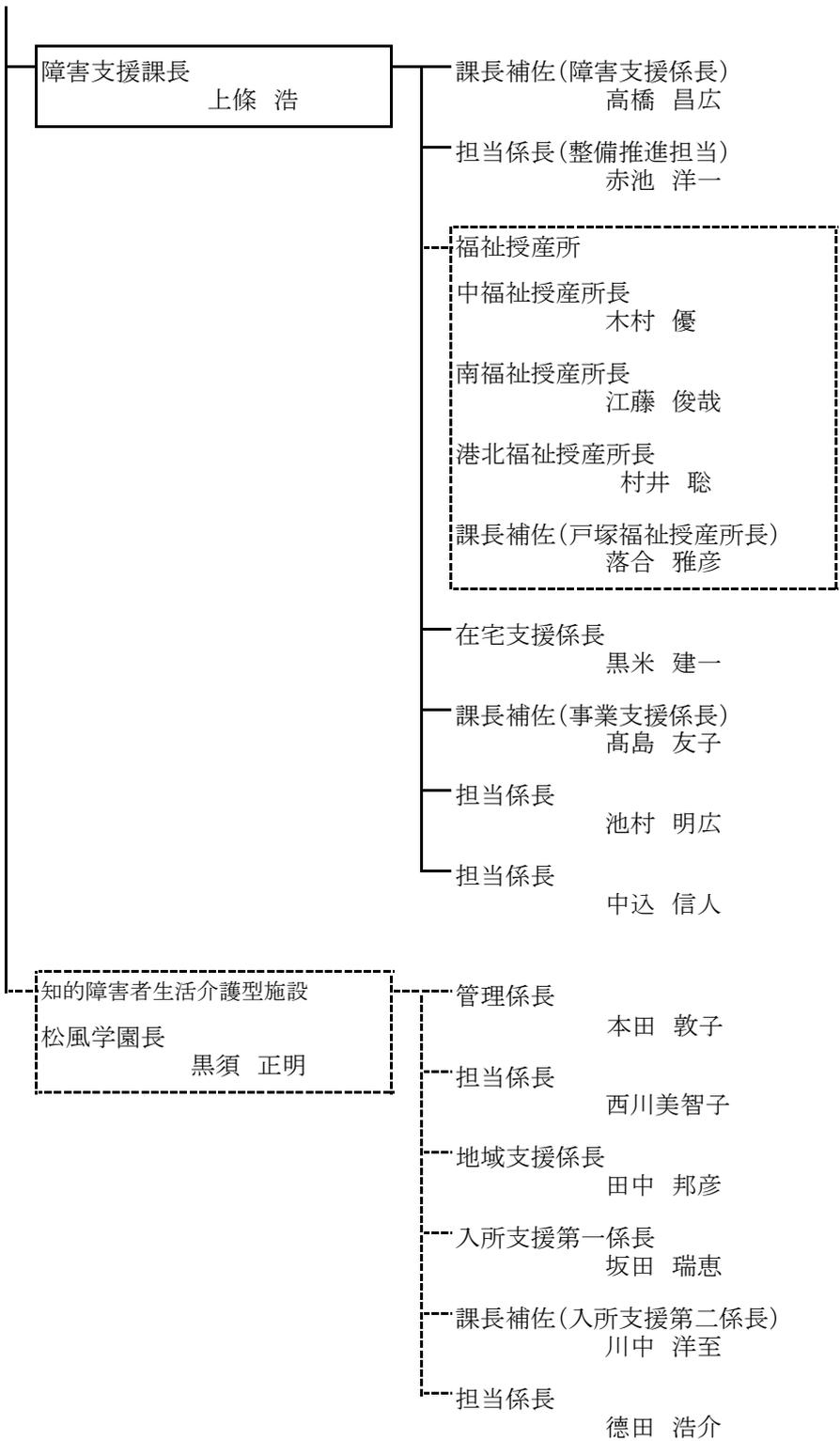
保険年金課長  
畑岸 眞哉  
<保険・年金人材育成リーダー兼>  
担当課長  
(収納対策担当)  
福 渉一  
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

- 管理係長  
永山 拓
- 担当係長(特定健診等担当)  
長尾眞佐枝
- 担当係長(保険年金システム担当)  
池田 範央
- 担当係長  
丸山 直樹
- 資格給付係長  
木村 玲子
- 保険料係長  
服部 敦
- 担当係長(収納対策担当)  
坂本 義一
- 課長補佐(滞納整理支援担当係長)  
加藤 正信
- 担当係長(滞納整理支援担当)  
川井 幸生
- 課長補佐(国民年金係長)  
長谷川耕太

医療援助課長  
岩崎 均  
<保険・年金人材育成リーダー兼>  
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

- 福祉医療係長  
府川憲太郎
- 高齢者医療係長  
大杉 由佳
- 担当係長(後期高齢者医療制度担当)  
小林菜穂子
- 担当係長(後期高齢者医療制度担当)  
桂 正紹
- 担当係長(後期高齢者医療制度担当)  
勝倉 大輔
- 担当係長  
豊福 芳乃





高齢健康福祉部長  
松本 均  
＜保険・年金人材育成  
シニアリーダー兼＞

高齢健康福祉課長  
武井 和弘  
地域包括ケア推進担当課長  
佐藤 亜希子  
＜医療局疾病対策部がん・疾病対策課地  
域包括ケア推進担当課長兼＞

課長補佐(計画調整係長)  
喜多 麻子

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
黒田 佳和  
＜医療局疾病対策部がん・疾病対策課地  
域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
高橋 一輝  
＜鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援  
課地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
郷原 達也  
＜神奈川区福祉保健センター高齢・障害支  
援課地域包括ケア推進担当係長兼＞

課長補佐(地域包括ケア推進担当  
係長)  
平野 千景  
＜西区福祉保健センター高齢・障害支援課  
課長補佐(地域包括ケア推進担当係長)兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
鈴木 直子  
＜中区福祉保健センター高齢・障害支援課  
地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
長澤 美波  
＜南区福祉保健センター高齢・障害支援課  
地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
品川 勝史  
＜港南区福祉保健センター高齢・障害支援  
課地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
矢作 武史  
＜保土ヶ谷区福祉保健センター高齢・障害  
支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
橋本恵美子  
＜旭区福祉保健センター高齢・障害支援課  
地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
高橋健太郎  
＜磯子区福祉保健センター高齢・障害支援  
課地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
小林 広明  
＜金沢区福祉保健センター高齢・障害支援  
課地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
山尾 敏弘  
＜港北区福祉保健センター高齢・障害支援  
課地域包括ケア推進担当係長兼＞

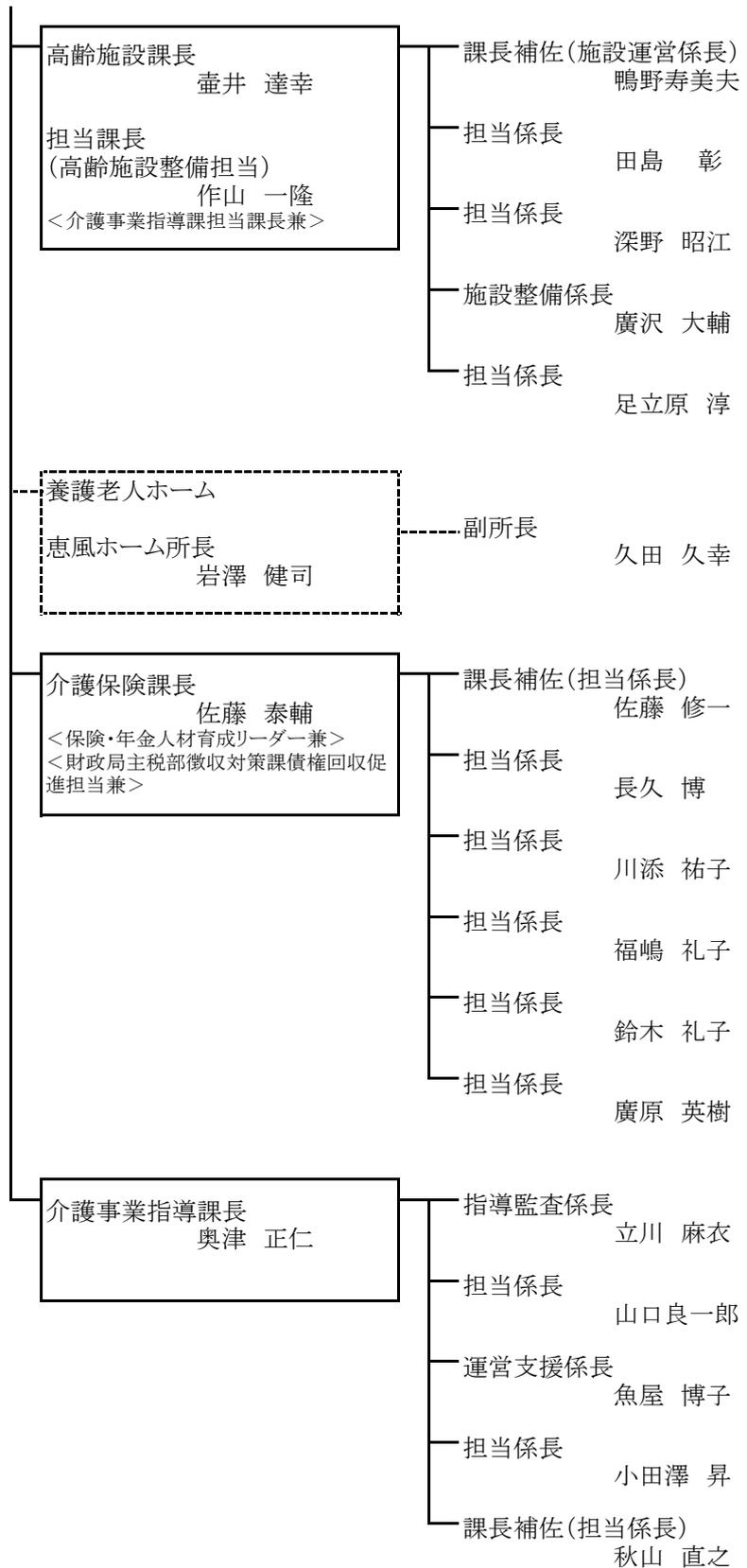
担当係長(地域包括ケア推進担当)  
中西 勇人  
＜緑区福祉保健センター高齢・障害支援課  
地域包括ケア推進担当係長兼＞

担当係長(地域包括ケア推進担当)  
佐山 如徳  
＜青葉区福祉保健センター高齢・障害支援  
課地域包括ケア推進担当係長兼＞

- 課長補佐(地域包括ケア推進担当係長)  
菅野 美穂  
<都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼>
- 担当係長(地域包括ケア推進担当)  
山口 泰弘  
<戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼>
- 担当係長(地域包括ケア推進担当)  
村林 悟史  
<栄区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼>
- 担当係長(地域包括ケア推進担当)  
津田 善之  
<泉区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼>
- 担当係長(地域包括ケア推進担当)  
菅原 潤  
<瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼>
- 課長補佐(生きがい係長)  
塗師 浩美
- 担当係長  
鈴木 稔

高齢在宅支援課長  
 賀谷まゆみ

- 在宅支援係長  
長澤 勲平
- 担当係長  
正木 朋子
- 担当係長  
星野 普
- 課長補佐(担当係長)  
古川 浩
- 担当係長(介護予防担当)  
見村めぐみ
- 担当係長(認知症等担当)  
佐藤 修
- 担当係長  
山本 倫子



健康安全部長  
大貫 義幸

担当部長(監視等担当)  
泉 俊明  
<放射線対策担当兼>

担当部長(医務担当)  
木村 博和  
<健康安全課長兼>  
<新型インフルエンザ等対策担当部長(健康安全医務監)兼>

担当部長  
藤原 啓子

担当部長(兼)(保健事業担当)  
五十嵐 吉光  
<保土ヶ谷区福祉保健センター医務担当部長>

担当部長(健康安全課長)(兼)  
木村 博和  
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>

担当課長  
(新型インフルエンザ等対策担当)  
浅野 昌弘  
<放射線対策担当兼>

担当課長(兼)  
飯野 真理  
<磯子区福祉保健センター医務担当課長>

担当課長(兼)  
藤井 由貴  
<緑区福祉保健センター医務担当課長>

担当課長(兼)  
青木 匡史  
<都筑区福祉保健センター医務担当課長>

担当課長(兼)  
小野 範子  
<泉区福祉保健センター医務担当課長>

担当係長  
曾我 直樹

担当係長  
鈴木由里子

担当係長  
近藤 雪栄

担当係長  
赤松 智子

担当係長(健康危機管理担当)  
中角 実男

担当係長(健康危機管理係長)  
長谷川悠太

担当係長(健康危機管理担当)  
内木 文  
<放射線対策担当兼>  
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)  
大出啓太郎  
課長補佐(新型インフルエンザ等対策担当係長)  
岩松 美樹

担当係長(兼)  
東 健一  
<西区福祉保健センター医務担当係長>

生活衛生課長  
佐藤 昌子  
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

環境指導係長  
私市 正利  
<健康安全課健康危機管理担当兼>  
課長補佐(生活衛生係長)  
坂井 暁子  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

動物愛護センター長  
市川 英毅

運営企画係長  
岡部 智明

担当係長  
嶺岸 信義

課長補佐(愛護推進係長)  
及川 知子

食品衛生課長  
保 英樹  
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

課長補佐(食品衛生係長)  
有竹 義男  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

課長補佐(食品監視係長)  
荒木こだち  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

課長補佐(担当係長)  
松木 諭和  
<放射線対策担当兼>  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

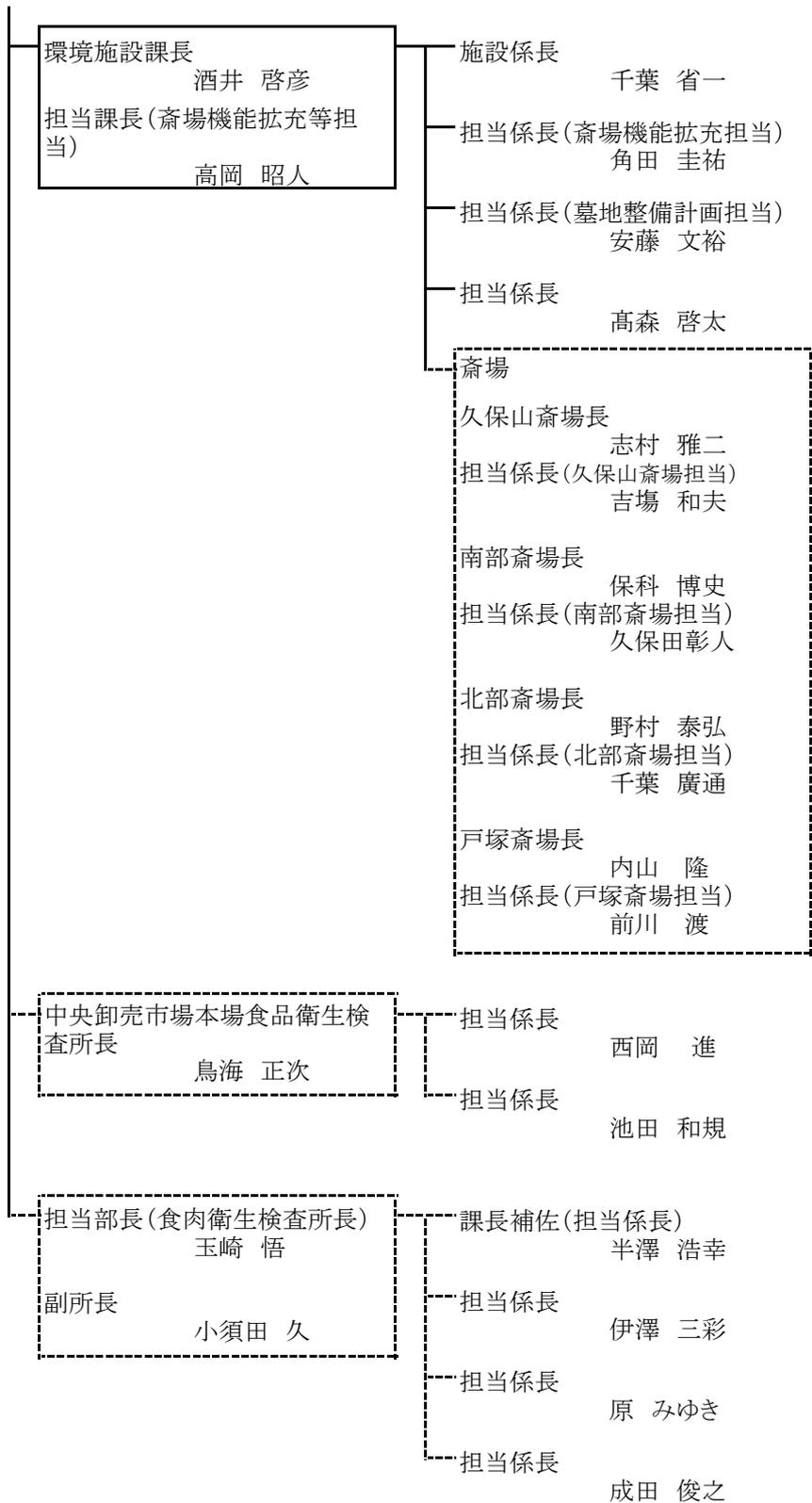
担当係長  
本間 士朗  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

医療安全課長  
 羽田 政直  
 <放射線対策担当兼>  
 担当部長(担当課長)  
 北川 寛直

- 担当係長  
小林 一郎
- 課長補佐(担当係長)  
石井 賢雄
- 担当係長(医療監視等担当)  
佐藤 暢子
- 担当係長(医療監視等担当)  
宮下 公一  
<放射線対策担当兼>
- 担当係長(医療監視等担当)  
大久保志保
- 担当係長  
楠田 裕司
- 課長補佐(担当係長)  
水鳥 俊幸
- 担当係長  
高瀬 修

保健事業課長  
 石井 淳  
 担当部長(保健事業課担当課長)  
 田中 園治  
 <医療局疾病対策部がん・疾病対策課歯科医療担当課長兼>  
 担当課長  
 栗屋 しらべ  
 担当部長(事業推進担当課長)  
 船山 和志  
 <特定健診等担当兼>  
 <医療安全担当兼>  
 担当課長(健康づくり担当)  
 横森喜久美

- 課長補佐(担当係長)  
近藤 友和
- 担当係長  
小宅 将之
- 課長補佐(担当係長)  
前原 幹弘
- 担当係長  
河野 絢
- 担当係長  
稲垣 純子
- 担当係長  
斉藤 尚子
- 担当係長  
青柳 孝行  
<放射線対策担当兼>
- 担当係長(健康づくり担当)  
栗原明日香
- 担当係長(健康づくり担当)  
井上 健正
- 担当係長(兼)  
近藤 修治  
<神奈川区福祉保健センター医務担当係長  
担当係長(兼)>
- 東 健一  
<西区福祉保健センター医務担当係長>



<保健所職員は、下記の健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務>

保健所長  
豊澤 隆弘  
担当理事(保健医療医務監)  
古賀 伸子

健康安全部長  
大貫 義幸  
担当部長(監視等担当)  
泉 俊明  
<放射線対策担当兼>  
担当部長(医務担当)  
木村 博和  
<健康安全課長兼>  
<新型インフルエンザ等対策担当部長(健康安全医務監)兼>  
担当部長(兼)(保健事業担当)  
五十嵐 吉光  
<保土ヶ谷区福祉保健センター医務担当部長>

担当部長(健康安全課長)(兼)  
木村 博和  
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>  
担当課長  
(新型インフルエンザ等対策担当)  
浅野 昌弘  
<放射線対策担当兼>  
担当課長(兼)  
飯野 真理  
<磯子区福祉保健センター医務担当課長>  
担当課長(兼)  
藤井 由貴  
<緑区福祉保健センター医務担当課長>  
担当課長(兼)  
青木 匡史  
<都筑区福祉保健センター医務担当課長>  
担当課長(兼)  
小野 範子  
<泉区福祉保健センター医務担当課長>

担当係長  
曾我 直樹  
担当係長  
鈴木由里子  
担当係長  
近藤 雪栄  
担当係長  
赤松 智子  
担当係長(健康危機管理担当)  
中角 実男  
担当係長(健康危機管理係長)  
長谷川悠太  
担当係長(健康危機管理担当)  
内木 文  
<放射線対策担当兼>  
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)  
大出啓太郎  
課長補佐(新型インフルエンザ等対策担当係長)  
岩松 美樹  
担当係長(兼)  
東 健一  
<西区福祉保健センター医務担当係長>

生活衛生課長  
佐藤 昌子  
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

環境指導係長  
私市 正利  
<健康安全課健康危機管理担当兼>  
課長補佐(生活衛生係長)  
坂井 暁子  
<健康安全課健康危機管理担当兼>

動物愛護センター長  
市川 英毅

運営企画係長  
岡部 智明  
担当係長  
嶺岸 信義  
課長補佐(愛護推進係長)  
及川 知子

食品衛生課長  
保 英樹  
＜総務局危機管理室危機管理部  
危機管理課担当課長兼＞  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞

課長補佐(食品衛生係長)  
有竹 義男  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
課長補佐(食品監視係長)  
荒木こだち  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
課長補佐(担当係長)  
松木 諭和  
＜放射線対策担当兼＞  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
担当係長  
本間 士朗  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞

医療安全課長  
羽田 政直  
＜放射線対策担当兼＞  
担当部長(担当課長)  
北川 寛直

担当係長  
小林 一郎  
課長補佐(担当係長)  
石井 賢雄  
担当係長(医療監視等担当)  
佐藤 暢子  
担当係長(医療監視等担当)  
宮下 公一  
＜放射線対策担当兼＞  
担当係長(医療監視等担当)  
大久保志保  
担当係長  
楠田 裕司  
課長補佐(担当係長)  
水鳥 俊幸  
担当係長  
高瀬 修

福祉保健センター長  
センター担当部長

福祉保健課長

運営企画係長  
担当係長(事業企画担当)  
健康づくり係長

生活衛生課長 ※1

食品衛生係長  
環境衛生係長

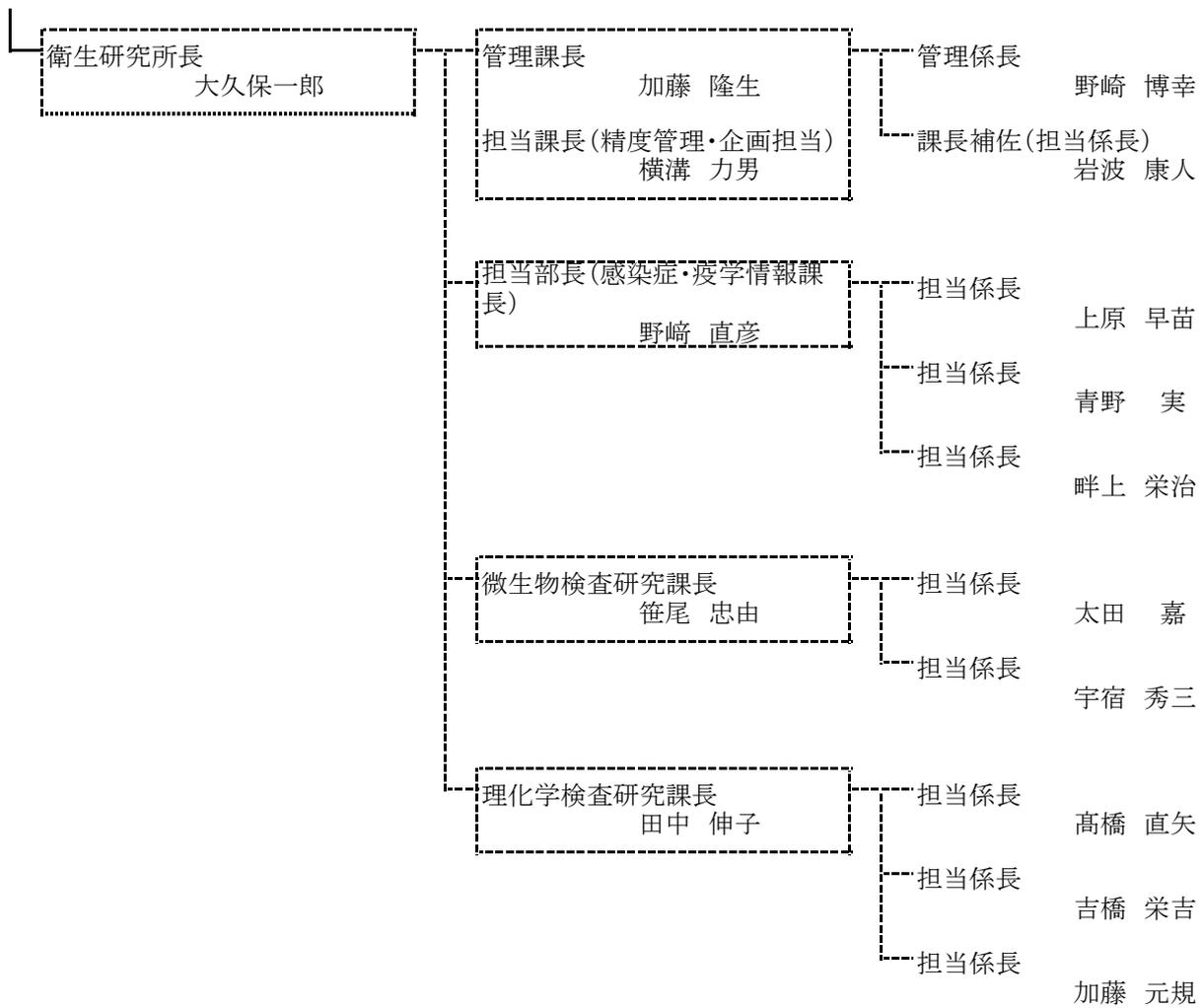
高齢・障害支援課長

高齢・障害係長  
担当係長

こども家庭支援課長

こども家庭係長  
担当係長

福祉保健センターは標準型で表示  
※1 栄区・泉区・瀬谷区は1係制、青葉区は2担当係長制



# 健康福祉局事務分掌

## 総務部

### 総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の部及び課の主管に属しないこと。

### 職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

### 企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

### 相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

### 監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。

- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

## 地域福祉保健部

### 福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) 福祉有償運送に関すること。
- (14) 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- (15) 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会に関すること。
- (16) その他地域福祉保健に関すること。
- (17) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

## 生活福祉部

### 生活支援課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の

許可等に関すること。

- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (7) 市立の保護施設（授産所を除く。）の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (8) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (10) 保護統計調査に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 医療券等の審査に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (14) 被保護者の就労支援に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (17) 公益財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (18) 寿地区対策に関すること。
- (19) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (20) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (21) 生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (22) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金（特定障害者に係る特別障害給付金及び年金生活者支援給付金を含む。以下この部中同じ。）の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

#### 医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度障害者の医療費助成事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。

- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

## 障害福祉部

### 障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下この項において「法」という。)に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (5) 発達障害者支援法に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (7) 精神科病院の現地指導に関すること。
- (8) 医療社会事業に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (13) 自殺対策に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) 依存症対策に関すること。
- (15) 法に基づく自立支援医療費(精神障害者の通院医療に係るものに限る。)その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること(他の部及びこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。)
- (16) 障害者の就業支援に関すること。
- (17) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関すること。
- (18) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (19) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (20) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。
- (21) 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会に関すること。
- (22) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。

- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関すること。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関すること。
- (12) 特別乗車券に関すること。
- (13) その他障害者個人に対する給付に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) その他障害者団体に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

#### 障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関すること。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関すること。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関すること。
- (10) 自立生活アシスタントに関すること。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関すること。
- (12) 精神障害者の退院促進支援に関すること。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関すること。
- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

### 高齡健康福祉部

#### 高齡健康福祉課

- (1) 高齡者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (4) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (5) 老人クラブに関すること。
- (6) 老人福祉センター等に関すること。
- (7) 横浜市高齡者保養研修施設の運営管理に関すること。

- (8) その他高齢者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の一般介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）の指定事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

#### 高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (11) よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居に関すること（建築局の主管に属するものを除く。）。

#### 介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に

関すること。

- (4) 介護保険の給付等に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

#### 介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業の指定事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

### 健康安全部

#### 健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

#### 生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (5) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）。
- (6) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）。

#### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。

- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関する事。
- (3) と畜場の設置の許可等に関する事。
- (4) その他食品衛生に関する事（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。）。
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関する事。
- (6) 衛生研究所に関する事。

#### 医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関する事。

#### 保健事業課

- (1) 保健施策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 健康増進に関する事（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 栄養改善に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事（母子保健に係るものを除く。）。
- (5) 献血の推進等に関する事。
- (6) 保健活動推進員に関する事。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関する事（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関する事。
- (9) その他疾病対策に関する事（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関する事。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関する事。
- (12) その他公害保健福祉に関する事。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関する事。
- (14) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関する事。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関する事。
- (16) 部内他の課の主管に属しない事。

#### 環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関する事。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関する事。

# 保健所事務分掌

## 健康安全部

### 健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 福祉保健センター福祉保健課の (3) 及び (4) 並びに福祉保健センター生活衛生課の (11) 及び (16) に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則（昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号）に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号）に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の設置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 23 年 2 月横浜市条例第 5 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 56 号）に基づく公表に関すること。
- (10) 福祉保健センター生活衛生課の (1) から (8) までに掲げる事務の総括に関すること。

### 動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 44 号）第 2 条第 1 号から第 11 号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録並びに鑑札及び注

射済票の交付に関する事(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。)

- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(12)から(14)までに掲げる事務の統括に関する事。

#### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関する事。
- (2) 食品等の検査に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(9)及び(10)に掲げる事務の総括に関する事。
- (4) 食品表示法(平成25年法律第70号)の施行に関する事。

#### 医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関する事(医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可並びに福祉保健センター生活衛生課の(15)に掲げる事務を除く。)
- (2) 医療施設調査規則(昭和28年厚生省令第25号)に基づく調査票等の受理及び送付に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(15)に掲げる事務の総括に関する事。

### 福祉保健センター

#### 福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和61年厚生省令第39号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関する事。
- (2) 人口動態調査令(昭和21年勅令第447号)に基づく調査票の審査及び提出に関する事。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに健康安全部健康安全課の(1)及び(2)並びに福祉保健センター生活衛生課の(5)に掲げる事務を除く。)に関する事。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関する事。
- (5) 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関する事。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成12年2月横浜市条例第6号)に基づく事務に関する事。
- (7) 食品表示法に基づく栄養成分及び熱量等の表示事項に係る指示等に関する事。
- (8) センター内他の課の主管に属しない事。

#### 生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関する事。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関する事。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関する事。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること(事業者の登録に関する事務を除く。)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及び猫の引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び貸与業、再生医療等製品の販売業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

#### 高齢・障害支援課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、西福祉保健センター、中福祉保健センター及び都筑福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

#### こども家庭支援課

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関する

こと。



平 成 29 年 度

# 事 業 概 要

(平成29年 5 月)

健 康 福 祉 局

# 目 次

・平成29年度健康福祉局運営方針	1
・平成29年度健康福祉局予算総括表	5

## I 地域福祉保健の推進 6

1 地域福祉保健計画推進事業等	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 権利擁護事業	5 地域の見守り事業
3 地域ケアプラザ整備・運営事業	

## II 高齢者保健福祉の推進 10

・ 介護保険制度関連事業の概要	10 介護保険外サービス
・ 地域包括ケアシステムの構築	11 高齢者の社会参加促進
6 介護保険事業	12 福祉人材確保・定着支援事業
7 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	13 低所得者の利用者負担助成事業
8 (地域支援事業) 包括的支援事業	14 地域密着型サービス推進事業
9 (地域支援事業) 任意事業	15 施設や住まいの整備等の推進

## III 障害者施策の推進 20

・ 障害福祉主要事業の概要	22 障害者の就労支援
16 障害者の地域生活支援	23 障害者のスポーツ・文化
17 障害者支援施設等自立支援給付費	24 障害者施設の整備
18 障害者グループホーム設置運営等事業	25 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
19 障害者の相談支援	26 こころの健康対策
20 障害者差別解消・障害理解の推進	27 精神科救急医療対策事業
21 障害者の移動支援	

## IV 生活基盤の安定と自立の支援 28

28 生活保護・生活困窮者自立 支援事業	30 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
29 援護対策事業	31 後期高齢者医療事業
・ 臨時福祉給付金給付事業費について	32 国民健康保険事業

## V 健康で安全・安心な暮らしの支援 32

33 370万市民の健康づくりの推進	39 食の安全確保事業
34 がん検診事業	40 快適な生活環境の確保事業
35 予防接種事業	41 動物の愛護及び保護管理事業
36 感染症・食中毒対策事業等	42 公害健康被害者等への支援・難病対策事業
37 新型インフルエンザ対策事業	43 斎場・墓地管理運営事業
38 医療安全の推進	

## ・外郭団体関連予算一覧 40

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。  
※【区】と記載している事業は区局連携促進事業です。  
※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

### 社会福祉基金の新たな寄附メニューと返礼品について

“横浜市を応援したい”というお気持ちにより応えていくため、社会福祉基金に新たな寄附メニューを次のとおり追加します。

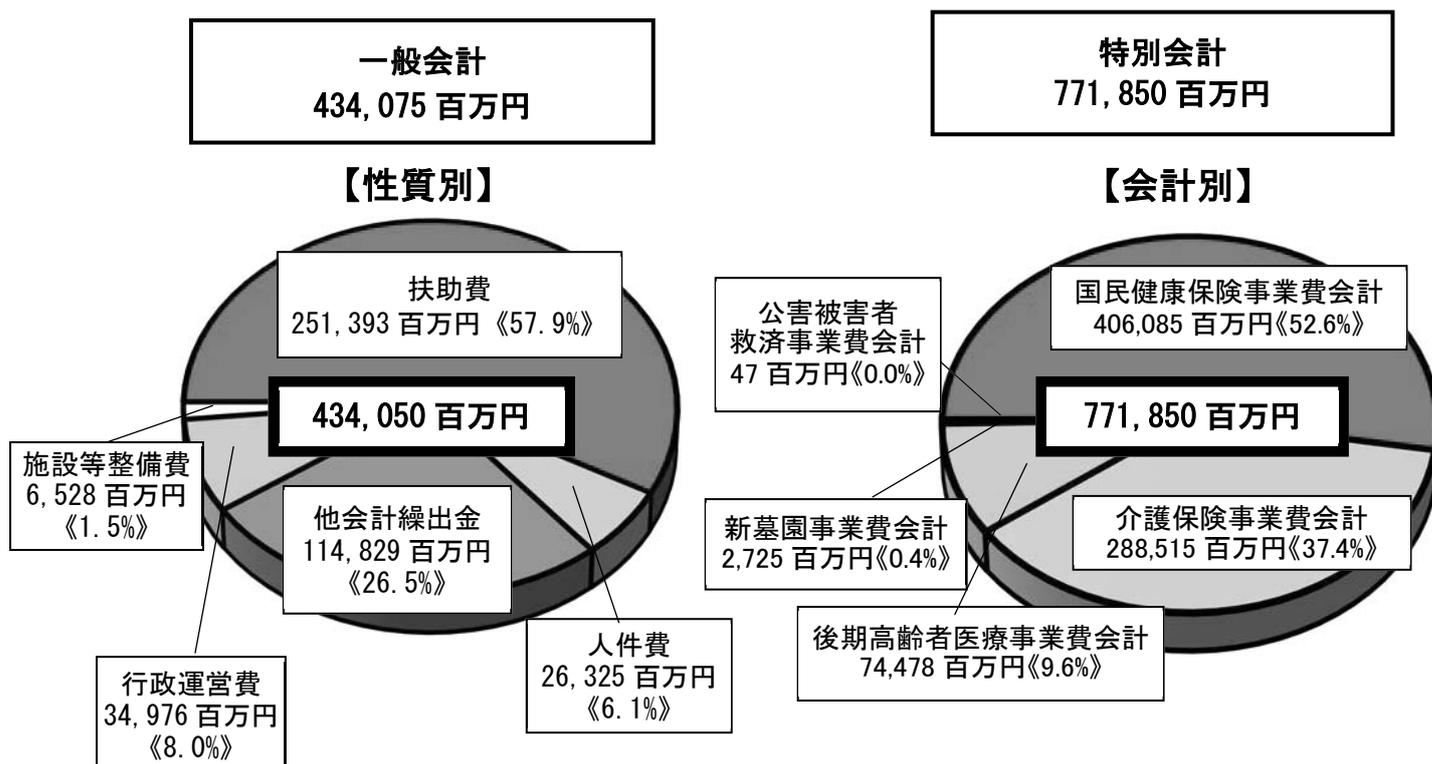
◆高齢者福祉・障害者福祉の充実 ◆子どもの貧困対策 ◆地域医療・災害医療の充実  
なお、今までご寄附いただいていた社会福祉全般への寄附も引き続き募集します。

また、横浜サポーターズ寄附金の全寄附メニュー共通の取組として、社会福祉基金においても1万円以上ご寄附いただいた方に、新たに返礼品として「みなとぶらりチケット」2枚を贈呈します。

# 平成 29 年度 健康福祉局 運営方針

## I 予算規模

平成 29 年度一般会計の予算規模は、4,340 億 7,547 万円で、約 6 割を扶助費が占めています。  
また、特別会計の予算規模は、7,718 億 5,026 万円で、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、後期高齢者医療事業費会計が主となっています。



## II 基本目標

### 今日の安心、明日の安心、そして将来への安心に向けて

超高齢社会を迎えた現在において、社会保障費は年々増大しており、特に団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年以降を見据えた対応は喫緊の課題となっています。

また、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等の増加に伴い、福祉・保健に対する市民ニーズは多様化し、いわゆる制度の隙間への対応も求められています。

今年度は、中期 4 か年計画の総仕上げとして、計画で掲げた目標の達成に向けて全力で取り組んでいくとともに、10 年、20 年先を見据え、将来に渡って持続可能な施策の充実を目指します。

現場を大切にし、制度の隙間を作らない包括的で、ニーズに即したタイムリーな対応をとるよう心がけます。加えて防災や防犯対策については、鋭敏な感覚を持ち迅速に行動することにより、安全確保に努め、市民の命や健康を守ります。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来の安心」を目標に、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組みます。

### Ⅲ 目標達成に向けた施策

#### 1 つながり支えあうまちづくりを進めるために ～地域福祉保健の推進～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者等の関係機関と協働して第3期横浜市地域福祉保健計画を推進します。併せて、第4期市計画についても、策定に向けた検討、準備を行います。

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援を推進するほか、民生委員制度創設100周年にあたり、記念式典の開催等への支援を行います。

災害時に特別避難場所との連絡調整を円滑に行うため、各区役所及び特別避難場所となる社会福祉施設に災害時優先携帯電話を配備します。

成年後見制度の利用促進を図ります。特に本年度は、障害分野において障害理解のある団体が法人後見に取り組めるよう人材育成等の活動支援を実施します。

いわゆる「ごみ屋敷」対策では、区民からの相談への対応やごみの排出の支援を行うとともに困難案件には専門家の助言を得るなど、各区の対策連絡会議が中心となって当事者に寄り添い福祉的支援を重視した対策を行い、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。

#### 2 高齢者が地域で自分らしく暮らし続けるために ～高齢者保健福祉の推進～

第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（よこはま地域包括ケア計画）の総仕上げの年として、着実に施策を実行します。また、2025年問題の解決に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域包括ケアを推進するため、幅広い観点から検討を行い、30年度から始まる第7期計画を策定します。

また、28年度に策定した「横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた行動指針(市版)」を踏まえ、29年度中に各区の地域特性に応じた、区版行動指針を策定します。

介護予防・生活支援サービスの充実・強化のための住民主体による支援への補助事業や、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化するための「認知症初期集中支援チーム」の増設、高齢者が地域で活躍できるよう「生きがい就労支援スポット」の2か所目の開所等を進めます。

さらに、2025年問題に対応するため、施設や住まいの整備・供給と医療的ケアが必要な方の受入促進、「施設のコンシェルジュ」を増員し、個々の高齢者の状況に応じたサービス選択の支援を図るとともに、介護人材確保のため、介護職員処遇改善加算の取得促進や新たな従事者確保・定着支援策等に取り組めます。

## ～よこはま健康ファミリー～



### 3 障害者が自己選択・自己決定のもと地域で安心して暮らしていくために～障害者施策の推進～

第3期横浜市障害者プランの見直しを行い、地域で障害者が安心して生活できる環境を推進するとともに、入所施設利用者や入院患者の地域生活への移行の取組をより一層進めます。

障害者への情報保障の一環として視覚障害者あての通知の点字化など、障害者差別解消の更なる推進を図るとともに、移動情報センターの全区実施等、障害者支援施策を拡充します。

発達障害支援センターに配置する発達障害者地域支援マネジャーの増員による発達障害者及び強度行動障害者への支援体制を強化するとともに、精神障害者の措置解除後のフォロー体制の整備を推進します。

常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、整備を進めている多機能型拠点の3館目を4月に瀬谷区で開所しましたが、さらに4館目についても整備予定地の検討を進めます。また、入所施設等での利用者の安全を確保するため、防災・防犯対策を強化します。

東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツ・文化活動の裾野の拡大に向け、ウイリング横浜用途廃止部分再整備のための改修設計、「ヨコハマ・パトリエンナーレ2017」の一連の取組の中で障害者の才能の発掘や活動を支える人材育成等に取り組みます。

### 4 安らぎのある暮らしを守るために ～生活基盤の安定と自立の支援～

生活保護受給者に対して自立に向けた就労支援を積極的に推し進めるとともに、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、相談者の状況に応じて、職場実習・就労訓練の場の提供、家計管理の支援など、多面的な相談支援を実施します。

貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する寄り添い型学習支援の受入枠を拡大するほか、高校等に進学した後の中退防止の取組を強化します。

寿町総合労働福祉会館の新築工事に着手し、再整備を進めます。

健診やレセプトデータ等を活用したデータヘルス計画に基づく保健事業を実施し、被保険者の健康増進・医療費適正化を図ります。

小児医療費の助成においては、通院助成の対象を小学6年生まで拡大し、小学4～6年生の本人負担を3割負担から通院1回の上限額500円までに軽減するほか、保護者が市民税非課税の場合には、上限額500円を無料とします。

### 5 健やかでいきいきと暮らしていくために ～健康で安全・安心な暮らしの支援～

よこはまウォーキングポイント事業や健康経営の普及を軸として、健康ライフスタイルの浸透を図り、「健康寿命日本一」を目指します。特に、よこはまウォーキングポイント事業では、第1期の最終年度として累計30万人の参加を目指すとともに、第2期（30～33年度）に向けた準備（スマホアプリ開発等）を進めます。

がん検診の受診勧奨について、21歳から69歳までの対象となる方へ、年代別に通知内容を変えるなど、きめ細かな受診勧奨通知を送付し受診率の向上を図ります。

医療安全の確保に向け感度を持って行動するとともに、より多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう医療安全相談窓口を拡充します。

感染症の予防及び発生時対応の強化に取り組みます。また、ジカウイルス感染症（ジカ熱）等新たに国内で流行する恐れのある感染症への対策も進めていきます。

ビル等に設置された貯水槽を対象に、地震等災害発生時に応急給水源として貯水槽の水を提供していただく災害時給水協力貯水槽の認定を進めます。

猫の不妊去勢手術の助成について、対象を飼い主のいない猫に限定するとともに、事業を実施する動物病院を市外へ拡大します。

市営墓地は、日野こもれび納骨堂の29年度竣工を目指し工事等を進めるとともに、舞岡地区新墓園等の整備を推進します。今後の火葬需要の増加に備えるため、新たな斎場整備について検討します。

## IV 目標達成に向けた組織運営

目標達成に向けて、一人ひとりが以下の視点をもって業務に取り組みます。

### 1 危機管理意識を常に高く持ち行動します

28年度に発生した事件・事故を踏まえ市民の安心・安全の確保に努めます。  
職員一人ひとりが防災・防犯に対して鋭敏な感覚を持ち、何ができるのかを考え、迅速に行動します。

### 2 人権尊重の視点を持って施策を推進します

福祉・保健の業務を遂行するうえで、高齢者や障害者、HIV感染者やホームレス等の人権問題の重要性を認識し、常に人権感覚を磨いていきます。

障害者差別解消法の趣旨を十分に理解し、障害のある人の意向を確認し、職員一人ひとりが場面に応じて考え、合理的配慮の提供に取り組んでいきます。



### 3 積極的な協働・連携を推進します

市民の皆様や企業、NPO法人、社会福祉法人、医療機関、関係団体など、様々な主体と協力し、福祉・保健の推進に取り組みます。

18区や関係局とも組織の縦割りを超えて連携し、「チーム横浜」として取り組みます。

### 4 専門的な知識・技術を持った人材を育成します

職員一人ひとりの意欲と能力を高めつつ、業務知識や専門技術の習得に努め、福祉・保健行政を担う人材を育成します。

「現場主義」を忘れず、ニーズに即したタイムリーな対応を心がけます。

### 5 働くことに「よろこび」と「誇り」を感じられる環境づくりに取り組みます

ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事の進め方や時間の使い方などを見直し、休暇や男性の育児休業が取得しやすい環境づくりの促進、超過勤務の削減などに取り組みます。

活発なコミュニケーションが行われ、職員間での連携がとられている働きやすい職場の環境づくりを進めます。

# 健康福祉局予算総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	28年度	29年度	増△減	増減率(%)	備考
7款					
健康福祉費	314,444,404	319,246,719	4,802,315	1.5	
1項					
社会福祉費	47,112,313	44,909,642	△ 2,202,671	△ 4.7	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	98,136,738	102,853,307	4,716,569	4.8	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	9,522,438	9,900,892	378,454	4.0	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	132,216,340	133,476,411	1,260,071	1.0	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	7,306,908	7,227,658	△ 79,250	△ 1.1	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	17,210,316	17,883,758	673,442	3.9	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,939,351	2,995,051	55,700	1.9	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	111,202,988	114,828,752	3,625,764	3.3	
1項					
特別会計繰出金	111,202,988	114,828,752	3,625,764	3.3	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	425,647,392	434,075,471	8,428,079	2.0	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	403,749,452	406,084,702	2,335,250	0.6
介護保険事業費会計	267,606,226	288,514,868	20,908,642	7.8
後期高齢者医療事業費会計	71,583,718	74,478,470	2,894,752	4.0
公害被害者救済事業費会計	39,659	47,058	7,399	18.7
新墓園事業費会計	750,000	2,725,160	1,975,160	263.4
特別会計計	743,729,055	771,850,258	28,121,203	3.8

健康福祉局一般会計予算の財源

	28年度	29年度
特定財源	(43.7)	(43.1)
	186,042,493	187,137,327
一般財源	(56.3)	(56.9)
	239,604,899	246,938,144
合	(100)	(100)
計	425,647,392	434,075,471

( ) 内は構成比

# I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画 推進事業等	<p><b>事業内容</b></p> <p>福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支えあいの取組を進めます。</p> <p><b>1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 308万円</b></p> <p>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、第3期横浜市地域福祉保健計画（計画期間26～30年度）を推進します。</p> <p>あわせて、<u>第4期市計画（計画期間31～35年度）策定に向けた検討、準備を行います。</u></p> <p><b>2 災害時要援護者支援事業【中期】〈拡充〉 2,229万円</b></p> <p>災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支えあいの取組を支援します。</p> <p>また、<u>連絡会の開催等による各区と特別避難場所との顔の見える関係づくりや、地域防災拠点への有資格者登録制度のモデル実施（2区）</u>を行います。</p> <p><b>3 特別避難場所緊急連絡用通信機器整備事業〈新規〉 929万円</b></p> <p><u>発災時の連絡調整を円滑に行うため、FAX、固定電話に加え、災害時優先携帯電話を、各区及び特別避難場所となる社会福祉施設に配備します。</u></p> <p><b>4 福祉有償運送事業 417万円</b></p> <p>福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。</p> <p><b>5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 415万円</b></p> <p>(1) 25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修、専門職研修及び人材育成支援研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。</p> <p>(2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。</p> <p><b>6 福祉保健システム運用事業 3億4,843万円</b></p> <p>高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、前年度に引き続き「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」対応や情報共有基盤システムの機器更新に伴う改修を行います。</p> <p><b>7 民生委員・児童委員事業〈拡充〉 3億4,598万円</b></p> <p>地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援するため、<u>民生委員の活動費等を増額します。また、民生委員制度創設100周年にあたり、記念式典の開催や記念誌発行等への支援を行います。</u></p>	
本 年 度	7 億3,739万円		
前 年 度	8 億3,717万円		
差 引	△9,978万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	4,500万円	
	県	—	
	その他	382万円	
	市 費	6 億8,857万円	

2	権 利 擁 護 事 業	<b>事業内容</b> 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。	
本 年 度	4 億4, 077万円	<b>1 横浜生活あんしんセンター運営事業【中期】〈拡充〉</b> <b>2 億6, 485万円</b> 権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。 また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。  <u>(1) 権利擁護事業 〈拡充〉</u> 権利擁護事業契約件数の増加に対応するため、定期訪問を行う生活支援員を3名増員し、適切な訪問活動を支援します。 <u>(2) 法人後見支援事業 〈拡充〉</u> 成年後見制度の利用促進が必要な障害分野において長期間の後見受任期間に対応可能で、かつ障害理解のある団体が、法人後見に取り組めるよう、人材育成等の活動支援を実施します。	
前 年 度	4 億617万円		
差 引	3, 460万円		
本年度の財源内訳			
国	1 億6, 102万円		
県	3, 432万円		
その他	2, 568万円		
市 費	2 億1, 975万円		
<b>2 成年後見制度利用支援事業</b>		<b>1 億158万円</b>	制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。 申立て費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。
<b>3 成年後見制度利用促進事業</b>		<b>1, 248万円</b>	(1) 成年後見サポートネット 成年後見制度をはじめ、権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や、地域における課題検討を行い、適切な制度活用と連携を促進します。  (2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。
<b>4 市民後見人養成・活動支援事業【中期】</b>		<b>6, 186万円</b>	地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関である「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人バンク登録者に対する研修や面接等の実施のほか、受任を促進し、受任後には、後見業務における相談・助言等の活動支援を実施します。

3		地域ケアプラザ 整備・運営事業		<b>事業内容</b> 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、 地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う 地域ケアプラザの整備・運営を行います。	
本 年 度		31億3,949万円		<b>1 整備事業【中期】</b> <span style="float:right">3億5,613万円</span> 建設等4か所（28年度5か所）	
前 年 度		33億7,384万円		(1) 工事等 2か所 (2) 設計 1か所 [領家] (仮称) (3) 調査 1か所 [山下] (仮称) <b>【区】</b>	
差 引		△2億3,435万円			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—		<b>2 運営事業【中期】</b> <span style="float:right">27億8,336万円</span>	
	県	—		(1) 地域ケアプラザの運営（137か所） 地域における身近な福祉保健の拠点として、次の 事業を実施します。	
	その他	1億1,094万円		ア 身近な相談機能（障害者・子育て等） イ 地域包括支援センター（高齢者） ウ 地域活動・交流 エ 通所介護 オ 居宅介護支援	
	市 費	30億2,855万円		(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等 効果的な運営を図るため、運営についての指導・ 支援等を実施します。 ア 施設運営指導 イ 指定管理者選定 ウ 特別避難場所応急備蓄物資整備 (3) 地域活動・交流コーディネーター及び生活支援コ ーディネーターの養成 (4) 地域ケアプラザ借地料等	
※ 地域包括支援センターの事業費は 含まない。同経費は介護保険事業費 会計に計上。 (P.14の8参照)					
[建設等4か所]					
	所在区	名称	事業内容等	しゅん工予定	開所予定
建設（継続）	1 戸塚区	深谷俣野	建設工事、しゅん工	29年度	29年度
再開発ビル 床取得	2 旭区	二俣川	床取得費（29年度分）	29年度	30年度
新規設計等	3 泉区	領家(仮称)	基本・実施設計、 電波障害調査	31年度	31年度
調査	4 緑区	山下(仮称)※	整備用地調査	32年度	33年度
※横浜環状北西線整備に伴う助成金等を活用し、整備計画（全市145か所：中学校区程 度に1か所）とは別に整備するものです。					

4	だれにもやさしい 福祉のまちづくり 推 進 事 業		<b>事業内容</b> 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。
本 年 度	6,089万円		<b>1 福祉のまちづくり条例推進事業 419万円</b> (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり普及啓発 (3) 条例対象施設についての事前協議・相談等
前 年 度	3,271万円		<b>2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業【中期】 3,856万円</b> 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 民間事業者への補助 70台
差 引	2,818万円		<b>3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業〈新規〉 1,814万円</b> 移動の拠点となる鉄道駅舎におけるエレベーター等の整備経費の一部を補助します。 <u>JR横浜線 菊名駅 エレベーター 1基</u> <u>多目的トイレ 1箇所</u>
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	833万円	
	その他	6万円	
	市 費	5,250万円	

5	地域の見守り事業		<b>事業内容</b> <b>1 ごみ問題を抱えている人への支援事業〈拡充〉 2,900万円</b> いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。 <u>区民からの相談への対応やごみの排出の支援を行うとともに困難案件には専門家の助言を得ながら取り組むなど、各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。</u>
本 年 度	5,322万円		<b>2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 1,442万円</b> 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。
前 年 度	3,061万円		<b>3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 980万円</b> 地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。
差 引	2,261万円		
本年度の 財源内訳	国	460万円	
	県	—	
	その他	8万円	
	市 費	4,854万円	

## II 高齢者保健福祉の推進

### 介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計

一般会計

#### 1 介護保険給付 (12ページ：6番) 2,653億3,854万円

##### 在宅(居宅)サービス 1,448億2,186万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護(※)
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護(※)
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修

##### 地域密着型サービス 295億14万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護  
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

※介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、下記2地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に移行

予防給付 <要支援者対象>  
(再掲) 46億4,164万円

##### 施設サービス(介護保険3施設) 754億108万円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

##### その他 156億1,546万円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費
- ・審査支払手数料

#### 2 地域支援事業 (13~15ページ) 160億4,657万円

##### 介護予防・日常生活支援総合事業 98億4,726万円 (13ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・訪問支援事業
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業  
(よこはま健康スタイル推進事業)
- ・介護予防・生活支援サービス事業

※上記1介護保険給付における「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」が介護予防・生活支援サービス事業に移行

##### 包括的支援事業 52億1,046万円 (14ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営費
- ・ケアマネジメント推進事業
- ・認知症初期集中支援等推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・地域包括ケア推進事業
- ・在宅医療連携推進事業  
(医療局予算：3億5,742万円)

##### 任意事業 9億8,885万円 (15ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・地域で支える介護者支援事業  
(認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業)

#### 3 その他事務費 74億8,717万円

- ・職員人件費
- ・保険運営費
- ・計画策定・管理費
- ・要介護認定等事務費 等

#### 4 介護保険外サービス (16ページ：10番) 6億8,287万円

- ・認知症支援事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・中途障害者支援事業
- ・外出支援サービス事業
- ・高齢者等住環境整備事業 ほか

#### 5 低所得者の利用者負担助成事業 (18ページ：13番) 1億813万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計(再掲)】

# 地域包括ケアシステムの構築

## 1 地域包括ケアシステム構築の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『地域包括ケアシステム』を構築

## 2 29年度重点取組事項 152億8,174万円（医療局予算 3億9,214万円含む）

<b>① 地域包括ケアの推進</b>	<b>37億7,797万円</b>
（新規） ・各区行動指針策定ほか[介護保険事業費会計:包括的支援事業](14ページ:8番)	2,160万円
（新規） ・圏域レベルデータ分析システムの開発検討[介護保険事業費会計:包括的支援事業](14ページ:8番)	2,300万円
・地域包括支援センター運営費[介護保険事業費会計:包括的支援事業](14ページ:8番)	37億3,337万円
<b>② 生活支援・介護予防サービスの充実・強化</b>	<b>105億1,754万円</b>
（拡充） ・介護予防・生活支援サービス事業[介護保険事業費会計:介護予防・日常生活支援総合事業](13ページ:7番)	95億4,608万円
・生活支援体制整備事業[介護保険事業費会計:包括的支援事業](14ページ:8番)	9億7,146万円
<b>③ 認知症施策の推進</b>	<b>1億6,612万円</b>
（拡充） ・認知症初期集中支援等推進事業[介護保険事業費会計:包括的支援事業](14ページ:8番)	9,717万円
・地域で支える介護者支援事業[介護保険事業費会計:任意事業](15ページ:9番)	679万円
・認知症支援事業[一般会計](16ページ:10番)	6,216万円
<b>④ 地域ケア会議</b>	<b>354万円</b>
・地域ケア会議推進事業[介護保険事業費会計:包括的支援事業](14ページ:8番)	
<b>⑤ 在宅医療・介護連携の推進（医療局予算）</b>	<b>3億9,214万円</b>
・在宅医療連携推進事業[介護保険事業費会計:包括的支援事業]	3億5,742万円
（拡充） ・在宅医療推進事業[一般会計]	3,472万円
<b>⑥ 施設・住まいの充実</b>	<b>4億2,443万円</b>
（拡充） ・特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業[一般会計](19ページ:15番)	3億9,266万円
（拡充） ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業[一般会計](19ページ:15番)	3,177万円

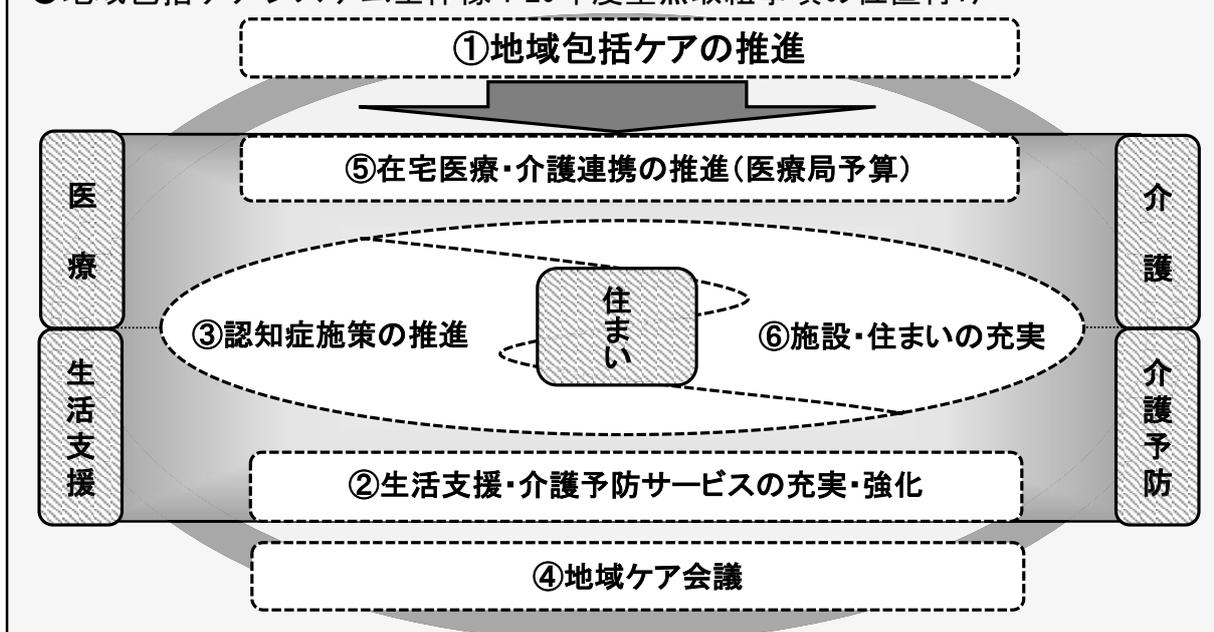
### 内訳

○介護保険事業費会計：147億6,043万円（再掲）

（介護予防・日常生活支援総合事業 95億4,608万円・包括的支援事業 52億756万円・任意事業 679万円）

○一般会計：5億2,131万円

### ●地域包括ケアシステム全体像：29年度重点取組事項の位置付け



6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		<b>事業内容</b> 介護保険法、第6期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。 <u>介護報酬の改定に伴う介護職員の処遇改善（月額1万円相当）に対応します。</u> また、 <u>介護保険事業者に対する実地指導の委託事業を拡充し、新たに介護付有料老人ホームに対する実地指導の委託事業を行い、指導監査体制を強化します。</u> <u>さらに、30年度より始まる第7期介護保険事業計画を策定します。</u>	
	本年度	2,888億7,228万円		
	前年度	2,679億6,460万円		
	差引	209億768万円		
本年度の財源内訳	国	599億7,905万円	<b>1 被保険者</b> (1) 第1号被保険者（65歳以上） 約89万人 (2) 第2号被保険者（40～64歳） 約130万人	
	県	407億802万円	<b>2 要介護認定</b> 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約16万9千人	
	第1号保険料	668億1,412万円	<b>3 保険給付</b> 保険給付費 2,653億3,854万円	
	第2号保険料	769億6,952万円	<b>4 介護保険料（第1号被保険者）</b> (1) 保険料基準額 〈月額換算〉5,990円（27～29年度） (2) 保険料軽減措置 ア 低所得者の保険料軽減 イ 低所得者減免 ウ 長期・短期譲渡所得にかかる特別控除減免	
	その他	32億4,654万円		
	市費	411億5,503万円		
(3) 段階別保険料				
段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	0.40 (※0.45)	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者		28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第2段階	0.40 (※0.45)	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者)	43,120円(月3,590円)
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者)	46,720円(月3,890円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	64,690円(月5,390円)
<b>第6段階</b>	<b>1.00(基準額)</b>		(うち第5段階を除く者)	<b>71,880円(月5,990円)</b>
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額160万円未満の者)	79,060円(月6,580円)
第8段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者)	91,280円(月7,600円)
第9段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者)	111,410円(月9,280円)
第10段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者)	121,470円(月10,120円)
第11段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	140,880円(月11,740円)
第12段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	163,880円(月13,650円)
第13段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上の者)	186,880円(月15,570円)
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、保険料年額(月額)				

7	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護保険事業費会計)  ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様で柔軟な生活支援のある地域づくりを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。
	本年度	98億4,726万円	<b>1 地域づくり型介護予防事業【中期】</b> <b>7,030万円</b>
	前年度	69億8,584万円	(1) 介護予防普及啓発事業 高齢者の健康づくりや介護予防について、リーフレット等の配布や講演会の開催を通して普及啓発します。
	差引	28億6,142万円	(2) 地域介護予防活動支援事業 研修会等の開催により、地域の介護予防に関する活動の活性化や人材育成を行います。
本年度の財源内訳	国	21億7,911万円	(3) 元気づくりステーション事業 身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動（元気づくりステーション）について、新規立ち上げ等の支援を行います。
	県	11億9,407万円	(4) 地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、全区で介護予防事業の強化を図ります。
	第1号保険料	23億1,077万円	<b>2 訪問支援事業</b> <b>1億4,988万円</b>
	第2号保険料	26億7,473万円	心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・嘱託訪問看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。
	その他	73万円	<b>3 よこはまシニアボランティアポイント事業【中期】</b> <b>8,100万円</b>
	市費	14億8,785万円	元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。 対象となる活動は、介護施設、地域ケアプラザ、子育て支援施設、病院及び障害者支援施設でのボランティア活動です。 (29年度末見込み：登録者数 19,356人 受入か所数 533か所)
			<b>4 介護予防・生活支援サービス事業〈拡充〉</b> <b>95億4,608万円</b>
			介護保険の要支援認定を受けた方等が利用する訪問介護・通所介護を総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として提供します。28年1月より予防給付からの移行を開始し、28年12月末で移行を終了しました。 介護予防・生活支援サービス事業では、予防給付相当のサービスのほか、28年10月から、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービスを開始しました。 <u>また、29年度から有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業を実施し、地域包括ケアシステムの基盤の一つとなる介護予防・生活支援サービスの充実・強化を図ります。</u>

8	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置、運営を行います。 また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
本年度	52億1,046万円		
前年度	50億2,850万円		
差引	1億8,196万円		
本年度の財源内訳	国	20億2,323万円	<b>1 地域包括支援センター運営費【中期】</b> (29年度末設置数：140か所) <b>37億3,337万円</b> 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)
	県	10億1,161万円	
	第1号保険料等	11億4,132万円	
	市費	10億3,430万円	
医療局予算 3億5,742万円含む			<b>2 ケアマネジメント推進事業</b> <b>290万円</b> ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。
<b>3 認知症初期集中支援等推進事業【中期】〈拡充〉</b> <b>9,717万円</b> <u>「認知症初期集中支援チーム」を新たに5区に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化します。</u> 医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。 (29年度末設置数：13区)			
<b>4 生活支援体制整備事業</b> <b>9億7,146万円</b> 28年度から配置した「生活支援コーディネーター(区域：各区社会福祉協議会、日常生活圏域：地域ケアプラザ等)」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加の機会が充実した地域づくりを支援します。 ・地域の社会資源、高齢者ニーズ及び課題の把握 ・自治会町内会・ボランティア団体・NPO・社会福祉法人・民間企業など、多様な主体間の連携体制(ネットワーク)の構築 ・地域の自主的な活動・サービスを創出・継続・発展させるための具体的な企画立案			
<b>5 地域ケア会議推進事業</b> <b>354万円</b> 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める、地域ケア会議を効果的に実施するため、研修等を行います。			
<b>6 地域包括ケア推進事業〈新規〉</b> <b>4,460万円</b> <u>要介護認定率や介護保険サービスの利用状況等を基に、地域包括ケアシステム構築に向けた日常生活圏域ごとのデータ分析を行えるよう、システム開発を検討します。</u> <u>また、地域特性に応じた重点取組などを記載する、各区行動指針を策定します。</u>			

9	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計)  ※6「介護保険事業」の再掲	
本年度	9億8,885万円	
前年度	9億6,956万円	
差引	1,929万円	
本年度の財源内訳	国	3億5,909万円
	県	1億7,954万円
	第1号保険料等	2億857万円
	市費	2億4,165万円

## 事業内容

高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣による生活相談や紙おむつの給付等、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

あわせて給付費不適正請求の防止等に取り組みます。

### 1 介護給付費適正化事業 3,016万円

給付実績をチェックするとともに事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。また、給付費通知を送付し、介護サービスの適正な利用を呼びかけるとともに架空請求等不適正な請求の発見・抑制を図ります。

### 2 介護相談員派遣事業 1,932万円

利用者の生活の場である認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に介護相談員を派遣し、相談活動を通じて利用者との橋渡しを行うことによりサービスの質の向上を図ります。

### 3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 3億222万円

介護保険の要介護者に該当し、ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の方を対象に、紙おむつを給付します。

### 4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 3億6,892万円

高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談及び安否確認、緊急時対応などのサービスを提供します。また、市営ひかりが丘住宅については自助・共助の強化に向けた取組を推進します。

### 5 民間活力による高齢者見守り推進事業 8,160万円

ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行い、自立した在宅生活を送ることができるよう支援します。また、生活支援サービスを行う民間事業者との協働事業による高齢者の見守りを行います。

### 6 成年後見制度利用支援事業〈再掲(P7)〉 8,947万円

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。申立て費用については、区長が申立てを行った人のみが対象です。

### 7 介護サービス自己負担助成費 9,037万円

低所得の方が特定のサービスを利用する場合、利用料や居住費等の一部を助成します。

### 8 地域で支える介護者支援事業 679万円

認知症高齢者等を介護する家族の介護負担を軽減するため、介護者のつどい等の介護者支援を行うとともに、認知症への理解や高齢者虐待防止を進めるための普及啓発を行います。また、認知症高齢者等の見守りや高齢者虐待防止・早期発見のため、関係機関の連携支援体制を構築します。

10	介護保険外サービス	<b>事業内容</b> 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。	
本年度		6億8,287万円	
前年度		7億4,000万円	
差引		△5,713万円	
本年度の財源内訳	国	5,782万円	
	県	1,880万円	
	その他	1万円	
	市費	6億624万円	
<b>1 認知症支援事業【中期】 6,216万円</b> (1) 認知症に関する保健福祉相談 保健福祉相談の実施や認知症コールセンターの運営、医療機関調査、緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。			
(2) 認知症医療体制の充実 認知症の診断や治療等の専門医療を行う、認知症疾患医療センターを、横浜市立大附属病院等に設置します。認知症疾患医療センターを中心に、認知症医療体制の充実を図るとともに、医療と介護の連携を推進します。 また、かかりつけ医をサポートする認知症サポート医の養成及び認知症の早期発見・対応のために、地域のかかりつけ医等に対し、認知症対応力向上研修を実施します。			
(3) 認知症サポーターキャラバン事業 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成等を行う認知症サポーターキャラバン事業を実施します。			
<b>2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 1,823万円</b> ひとり暮らしの高齢者等を対象に、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与し、急な体調の悪化等の緊急事態が発生した場合に、すぐに近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。			
<b>3 中途障害者支援事業 4億821万円</b> 脳血管疾患の後遺症等により心身機能が低下している中途障害者に対し、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図るため、リハビリ教室、生活訓練及び地域交流等を行う「中途障害者地域活動センター」に対して運営費を補助します。また、中途障害者地域活動センターの利用を支援するため、関係機関との連絡会・研修会を実施するとともに、中途障害者への理解を深めるための普及啓発を行います。			
<b>4 外出支援サービス事業 6,478万円</b> 公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。			
<b>5 高齢者等住環境整備事業等 1億2,949万円</b> 要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者等に対し、医療・介護・建築等の専門職が、生活動作・介護方法・家屋環境の改善を助言するとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成し、健康で安全な在宅生活の継続を支援します。			

11	高齢者の社会参加促進		<b>事業内容</b> 高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。 <b>1 敬老特別乗車証交付事業 108億4,301万円</b> 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (予定交付者数：約38万人) <b>2 老人クラブ助成事業【中期】 2億9,862万円</b> 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。 (クラブ：1,729クラブ、会員：119,000人(予定)) <b>3 高齢者のための優待施設利用促進事業 1,855万円</b> 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。(協賛予定数：2,215店舗) <b>4 いきいきシニア地域貢献モデル事業【中期】〈拡充〉 2,096万円</b> 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けたモデル事業を金沢区で継続し、 <u>2か所目を港北区に開所します。</u> <b>5 全国健康福祉祭参加事業等 3,242万円</b> 人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ高齢者の健康維持・増進等を図るため、大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。
本年度	112億1,356万円		
前年度	112億127万円		
差引	1,229万円		
本年度の財源内訳	国	1億3,006万円	
	県	—	
	その他	18億6,275万円	
	市費	92億2,075万円	

12	福祉人材確保・定着支援事業		<b>事業内容</b> 福祉人材不足解消のため、介護職員給与等の処遇改善加算をさらに1万円相当上乘せするほか、新たな従事者の確保や就業支援及び定着支援を行います。 <b>1 福祉人材の就業支援【中期】〈拡充〉 3,343万円</b> <u>(1) 介護職場への就業支援事業〈拡充〉</u> 市内介護事業所等での就業機会の確保及び介護資格取得支援の委託を拡充するほか、外国籍市民等向けの福祉施設への就職相談会等を実施します。 また、介護人材の確保を目的とした就業セミナー等を実施する実施主体に対して補助金を交付し、介護職員の就業促進を図ります。 <u>(2) 将来の介護人材育成確保事業〈拡充〉</u> 市内高校生を対象に、介護施設等でのインターンシップの実施や、介護職のイメージ向上に繋がるPR事業のほか、資格取得支援等を行います。 <b>2 海外からの介護福祉人材就労支援事業 1,866万円</b> 経済連携協定に基づき来日した介護福祉士候補者の就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得支援を行います。 <b>3 地域包括ケア実現を担う人材育成事業〈拡充〉 948万円</b> 介護事業所の責任者(管理者)及び経験が浅い介護職員を対象に、 <u>職場環境改善や人材育成を支援する研修を実施し、離職防止・人材の定着を図ります。</u>
本年度	6,157万円		
前年度	5,320万円		
差引	837万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	6,157万円	
	その他	—	
	市費	—	

13	低所得者の利用者負担助成事業		<b>事業内容</b> 介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。
本年度	1億813万円		<b>1 社会福祉法人による利用者負担軽減 1,776万円</b> 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 1,295人
前年度	1億344万円		
差引	469万円		
本年度の財源内訳	国	1,113万円	
	県	1,889万円	
	第1号保険料	628万円	
	市費	7,183万円	
			<b>2 介護サービス自己負担助成費〈再掲(P15)〉 9,037万円</b> 所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。 助成の種類及び助成予定対象者数 (1) 在宅サービス助成 1,300人 (2) グループホーム助成 100人 (3) 施設居住費助成 50人

14	地域密着型サービス推進事業		<b>事業内容</b> 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。
本年度	11億1,308万円		<b>1 地域密着型サービス事業所運営推進事業【中期】</b> 事業者の質の確保及び向上を図るための運営支援 <b>1,386万円</b>
前年度	10億3,661万円		
差引	7,648万円		
本年度の財源内訳	国	1億6,966万円	
	県	9億3,440万円	
	その他	453万円	
	市費	449万円	
			<b>2 地域密着型サービス事業所補助事業【中期】 2億2,130万円</b> (1) 開設経費補助 25か所 (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所転換推進費補助 6か所
			<b>3 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業【中期】 5億1,510万円</b> (1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 14か所 (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 2か所
			<b>4 認知症高齢者グループホーム整備及び消防用設備設置等事業 3億6,282万円</b> (1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 6か所 (2) 消防用設備設置費等補助 101か所

15	施設や住まいの整備等の推進		<b>事業内容</b> <b>1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】〈拡充〉</b> <b>32億4,558万円</b> 要介護3以上の方が概ね12か月以内に入所できるよう、施設整備に対する助成を行い、市有地及び国有地を活用して、整備促進を図ります。 また、新たに、従来型多床室のプライバシー保護のための改修支援事業及び特別養護老人ホーム整備に係る定期借地権設定一時金支援事業を実施します。そのほか、老朽化した従来型施設の長寿命化を図るため、大規模修繕費の一部補助を行います。																																										
	本年度	43億66万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員(シート)</th> <th rowspan="5">整備数 累計 29年度末 15,593床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽の家羽沢</td> <td>神奈川区羽沢町</td> <td>ユ・アイ二十一</td> <td>110(10)</td> </tr> <tr> <td>羽沢の家二番館</td> <td>神奈川区羽沢町</td> <td>さくら会</td> <td>90(10)</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里鶴見小野</td> <td>鶴見区下野谷町</td> <td>兼愛会</td> <td>100(20)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3か所 300床</td> <td></td> <td>300(40)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新規</td> <td>日野フェニックス</td> <td>港南区日野六丁目</td> <td>同慶会</td> <td>130(10)</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>港南区日野南三丁目</td> <td>育生会</td> <td>170(10)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2か所 300床</td> <td></td> <td>300(20)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特養建設費補助</td> <td>5か所 600床</td> <td></td> <td>600(60)</td> </tr> </tbody> </table>				施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(シート)	整備数 累計 29年度末 15,593床	太陽の家羽沢	神奈川区羽沢町	ユ・アイ二十一	110(10)	羽沢の家二番館	神奈川区羽沢町	さくら会	90(10)	しょうじゅの里鶴見小野	鶴見区下野谷町	兼愛会	100(20)	3か所 300床			300(40)	新規	日野フェニックス	港南区日野六丁目	同慶会	130(10)	ひまわり	港南区日野南三丁目	育生会	170(10)	2か所 300床			300(20)	特養建設費補助		5か所 600床		600(60)
	施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(シート)	整備数 累計 29年度末 15,593床																																								
	太陽の家羽沢	神奈川区羽沢町	ユ・アイ二十一	110(10)																																									
羽沢の家二番館	神奈川区羽沢町	さくら会	90(10)																																										
しょうじゅの里鶴見小野	鶴見区下野谷町	兼愛会	100(20)																																										
3か所 300床			300(40)																																										
新規	日野フェニックス	港南区日野六丁目	同慶会	130(10)																																									
	ひまわり	港南区日野南三丁目	育生会	170(10)																																									
	2か所 300床			300(20)																																									
特養建設費補助		5か所 600床		600(60)																																									
前年度	21億8,111万円	<b>2 養護老人ホーム整備事業</b> <b>1億546万円</b> 老朽化等の課題に対応するため、公立ホーム(恵風ホーム)の代替施設として、民設民営による新名瀬ホーム(仮称)の整備を進めます。																																											
差引	21億1,955万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員</th> <th>開所予定</th> <th>H29事業スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新名瀬ホーム</td> <td>戸塚区名瀬町</td> <td>明光会</td> <td>120</td> <td>30年度</td> <td>実施設計・工事着手</td> </tr> </tbody> </table>				施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員	開所予定	H29事業スケジュール	新名瀬ホーム	戸塚区名瀬町	明光会	120	30年度	実施設計・工事着手																												
施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員	開所予定	H29事業スケジュール																																								
新名瀬ホーム	戸塚区名瀬町	明光会	120	30年度	実施設計・工事着手																																								
本年度の財源内訳	国	3億1,161万円	3			1,177万円																																							
	県	15億5,401万円	5			6,098万円																																							
	その他	3,992万円	6			9,266万円																																							
	市費	23億9,512万円	7			5,480万円																																							
3 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業【中期】〈拡充〉		3,177万円		特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。 また、入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を増員し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を積極的に支援します。																																									
4 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】〈拡充〉		941万円		高齢者が介護を必要とするようになっても子育て世代などとともに地域で安心して住み続けられるよう、引き続き公有地及び民有地を活用した「よこはま多世代・地域交流型住宅」の整備の検討を進めます。																																									
5 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等		3億6,098万円		特別養護老人ホーム等の開設に向けた体制整備の支援や有料老人ホーム消防設備設置等に係る経費の一部補助を行います。																																									
6 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業【中期】〈拡充〉		3億9,266万円		医療的ケアが必要な方を多く受け入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に対し、運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入を促進します。 また、看護職員を加配する施設で、新たに設定した配置基準を満たす場合には、助成単価の引上げを行い、更なる受入促進のための仕組みをモデル実施します。																																									
7 高齢者施設防犯対策強化事業〈新規〉		1億5,480万円		特別養護老人ホーム等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラの設置等必要な安全対策に要する費用を、172施設に対し、1施設あたり90万円を上限とし、補助を行います。																																									

# Ⅲ 障害者施策の推進

## ～障害福祉主要事業の概要～

### 1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要16】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【事業概要16】
	地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型)	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。【事業概要16】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【事業概要16】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16・21】
	障害者グループホーム設置運営等事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人(職員)から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送れるように支援します。【事業概要18】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要19】
	生活援護事業(補装具・日常生活用具)	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
障害者支援施設等自立支援給付費	施設に入所又は通所している障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。【事業概要17】	
障害児・者短期入所事業	在宅の障害児・者の介護者や家族が疾病や冠婚葬祭等により介助できない場合や、疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

### 2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要19】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要22】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。【事業概要25】
	こころの健康対策	区局による自殺対策を充実し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。また、依存症対策として、普及啓発や治療・回復プログラムの検討等を行います。【事業概要26】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【事業概要27】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

16	障害者の 地域生活支援		<b>事業内容</b> 在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（ <b>あんしん</b> と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）
本年度	218億495万円		<b>1 後見的支援推進事業【中期】 <b>あんしん</b> 5億9,757万円</b> 障害のある方が安心して暮らせるように、地域生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（29年3月から18区実施）
前年度	208億9,089万円		<b>2 多機能型拠点運営事業〈拡充〉 <b>あんしん</b> 1億8,679万円</b> 重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（新規 西部方面1か所 累計3か所）
差引	9億1,406万円		<b>3 障害者地域活動ホーム運営事業〈拡充〉 57億9,400万円</b> 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 <u>また、ショートステイ事業に必要なスプリングラーの設置費用を助成します。</u>
本年度の財源内訳	国	63億2,432万円	<b>4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 <b>あんしん</b> 9億2,195万円</b> 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。（18区） <u>また、統合失調症を始めとする入院患者の地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続することを目的とした「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」をより一層進めます。（新規1区（金沢区） 累計12区）</u>
	県	31億6,216万円	
	その他	217万円	
	市費	123億1,630万円	
			<b>5 地域活動支援センターの運営 <b>あんしん</b> 36億3,750万円</b> 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。 (1) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型） 年度末見込み：94か所 (2) 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） 年度末見込み：60か所 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 計18か所移行予定 (17 障害者支援施設等自立支援給付費 参照)
			<b>6 障害者自立生活アシスタント事業 <b>あんしん</b> 3億887万円</b> 地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。（累計40か所）
			<b>7 障害者ホームヘルプ事業 103億5,827万円</b> (1) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。 (2) 利用者見込 8,539人 総利用時間見込 251万6,218時間

17	障害者支援施設等 自立支援給付費		<b>事業内容</b> 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
本 年 度	258億2,567万円		<b>1 利用者数見込</b> 延べ11,970人 (月平均) <b>2 主な障害福祉サービス</b> (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供  地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計18か所移行予定 (16 障害者の地域生活支援 参照)
前 年 度	233億6,459万円		
差 引	24億6,108万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	129億1,073万円	
	県	64億5,537万円	
	その他	—	
	市 費	64億5,957万円	

18	障害者グループホーム 設置運営等事業		<b>事業内容</b> <b>1 設置費補助 2億1,150万円</b> 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所、移転 10か所 (うち新設7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分)
本 年 度	143億559万円		<b>2 運営費補助等 134億1,677万円</b> グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 763か所 (A型6、B型757) うち新設 47か所  <b>3 スプリンクラー設置費補助 6億2,039万円</b> 平成27年4月から義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (新設・移転ホーム分：25か所、既設ホーム分：142か所)  <b>4 高齢化・重度化対応事業 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> 5,693万円</b> 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を継続実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
前 年 度	130億4,375万円		
差 引	12億6,184万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	56億2,290万円	
	県	26億397万円	
	その他	—	
	市 費	60億7,872万円	

19	障害者の 相談支援		事業内容
	本年度	10億610万円	<b>1 障害者相談支援事業 6億7,621万円</b> 障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、 基幹相談支援センター等に相談支援業務を委託し、身 近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで、関 係機関が連携して総合的に推進します。 (1) 基幹相談支援センター 18か所 (社会福祉法人型地域活動ホーム) (2) 障害児・者福祉施設等 6か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所
	前年度	12億1,517万円	<b>2 計画相談支援事業 3億294万円</b> 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象とし て計画相談支援事業者が、障害者本人の希望を踏ま えたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメン トによるきめ細かな支援を行います。
	差引	△2億907万円	<b>3 発達障害者支援体制整備事業〈拡充〉 あんしん 2,695万円</b> 障害者の地域生活を支援するため、発達障害者及び 強度行動障害者への支援体制を強化します。 (1) <u>発達障害者地域支援マネジャーの増(2人→4人)</u> 発達障害者支援センター内に配置し、強度行動 障害に関する拠点機能を担います。 (2) 強度行動障害に対する支援力向上研修の充実
本年度の 財源内訳	国	3億6,040万円	
	県	1億8,020万円	
	その他	—	
	市費	4億6,550万円	

20	障害者差別解消・ 障害理解の推進		事業内容
	本年度	3,688万円	<b>1 市の通知に関する点字等対応の実施〈新規〉 553万円</b> <u>市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申 出に基づき、点字等の媒体によるものを提供します。</u> <u>下半期の開始に向けて準備を進め、実施可能な通知か ら順次進めていきます。</u>
	前年度	2,612万円	<b>2 啓発活動〈拡充〉 1,248万円</b> リーフレット作成等のほか、 <u>気軽な雰囲気の中で障 害の理解を深める取組として「障害のある人と障害の ない人との交流を通じた啓発活動」を実施します。</u> また、各区で区民を対象とした普及啓発を行います。
	差引	1,076万円	<b>3 区役所窓口での手話通訳対応の実施 1,435万円</b> 前年度に引き続き、手話通訳者のモデル配置を2区 で行うほか、通信機器(タブレット端末)を活用した 手話通訳対応を全区で実施します。
本年度の 財源内訳	国	800万円	<b>4 相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営 364万円</b> 障害者差別に関する相談に的確に対応するとともに あっせんを行うための調整委員会を運営します。
	県	400万円	<b>5 障害者差別解消支援地域協議会の運営 88万円</b> 相談事例の共有や差別解消に関する課題を協議する ため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	その他	—	
	市費	2,488万円	

21	障害者の移動支援		<b>事業内容</b> 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
	本年度	55億8,318万円	<b>1 移動情報センター運営等事業【中期】〈拡充〉</b> <b>あんしん 1億2,329万円</b> 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。 <u>なお、29年度に新たに3区(西区、港南区、都筑区)で開設することで、全区での窓口開設となります。</u> (新規3区 累計18区)
	前年度	55億1,247万円	
	差引	7,071万円	
本年度の財源内訳			
	国	7億4,717万円	<b>2 特別乗車券交付事業 25億7,921万円</b> 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)
	県	3億7,510万円	
	その他	6,299万円	
	市費	43億9,792万円	
<b>4 障害者ガイドヘルプ事業</b> <b>あんしん 19億157万円</b> 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部助成などを行います。			
<b>5 ガイドボランティア事業</b> <b>あんしん 5,943万円</b> 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ボランティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。			
<b>6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業</b> <b>あんしん 312万円</b> タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の一部を助成します。			
<b>7 ハンディキャブ事業 6,528万円</b> 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。(運行車両6台・貸出車両2台)			
<b>8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億3,266万円</b> 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。			
<b>9 自動車運転訓練・改造費助成事業</b> <b>あんしん 1,920万円</b> 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

22	障害者の 就労支援		事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。
	本年度	3億4,500万円	<b>1 障害者就労支援センターの運営【中期】</b> <b>3億354万円</b> 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所  <b>2 障害者共同受注・優先調達推進【中期】</b> <b>2,223万円</b> よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。  <b>3 障害者の就労促進</b> <b>1,923万円</b> 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。
	前年度	3億4,571万円	
	差引	△71万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	868万円	
	市費	3億3,632万円	

23	障害者の スポーツ・文化		事業内容
	本年度	9億7,170万円	<b>1 障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点整備事業〈拡充〉</b> <b>1,761万円</b> <u>東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツ・文化活動の裾野の拡大に向け、ウイリング横浜用途廃止部分を南部方面の活動拠点として再整備するため、施設の改修設計を行います。</u>  <b>2 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業〈拡充〉</b> <b>9億4,409万円</b> 障害者のスポーツ・文化活動の中核施設として聴覚障害者情報提供施設も含め指定管理により管理運営します。 (1) <u>障害者スポーツ指導者育成事業〈新規〉</u> <u>障害者アスリートが求める指導力を養う研修実施</u> (2) <u>障害者芸術活動支援ネットワーク構築事業〈新規〉</u> <u>障害者の文化芸術活動を支援するため、多彩な企画展を通じて関係団体のネットワーク化に着手</u>  <b>3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業〈拡充〉【基金】</b> <b>1,000万円</b> <u>「ヨコハマ・パラトリエンナーレ2017」の一連の取組の中で、才能のある障害者の発掘や本人の活動を支える人材の育成を進めます。</u> 実施期間及び場所：5月～10月、象の鼻テラス 他
	前年度	9億1,535万円	
	差引	5,635万円	
本年度の財源内訳	国	8,469万円	
	県	3,375万円	
	その他	1,058万円	
	市費	8億4,268万円	

24	障害者の整備	事業内容	
本年度	3億2,101万円	<b>1 障害者施設防犯対策強化事業〈新規〉</b> <b>1億4,759万円</b> 入所等の障害者施設での利用者の安全を確保するため <u>防犯カメラ・非常通報装置等の設置による防犯対策を実施します。</u> (障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 184か所)	
前年度	14億6,798万円	<b>2 障害者施設整備事業</b> <b>あんしん</b> <b>1億4,515万円</b> 障害者が地域において自立した日常生活を送るため 必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助 成を行います。 (1) 多機能型拠点(建設地検討) 1か所 (2) 改修(大規模修繕) 1か所 老朽化している施設は、改修等を行い、利用者等の 安全確保と安定した支援を行うために、施設環境を改 善します。 (3) 特定資金償還金助成 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資 金の償還に対して補助を行います。	
差引	△11億4,697万円	<b>3 障害者地域活動ホーム整備事業</b> <b>2,827万円</b> 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資 金の償還に対して補助を行います。	
本年度の財源内訳	国	9,940万円	
	県	—	
	その他	16万円	
	市費	2億2,145万円	

25	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業	事業内容	
本年度	157億2,781万円	<b>1 重度障害者医療費助成事業</b> <b>107億5,711万円</b> 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分 を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く)	
前年度	156億5,424万円	(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,692人 イ 国民健康保険加入者 18,913人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,038人 計 56,643人	
差引	7,357万円	<b>2 更生医療給付事業</b> <b>49億7,070万円</b> 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を 受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,939人	
本年度の財源内訳	国	24億8,319万円	
	県	45億7,195万円	
	その他	20億9,373万円	
	市費	65億7,894万円	

26	こころの健康対策		事業内容 <b>1 自殺対策事業【中期】 2,940万円</b> 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発や自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的な役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成研修等を行います。 (2) 地域自殺対策情報センター運営 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。 (3) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
本年度	5,720万円		<b>2 依存症対策事業 911万円</b> 国のアルコール健康障害対策の基本計画等を踏まえアルコールやその他の依存症に関する普及啓発等を行うとともに、依存症の回復プログラムを実施します。 <b>3 措置入院者の退院後支援〈新規〉 1,869万円</b> 精神障害者の措置解除後のフォロー対応を行うための体制整備を推進します。
前年度	3,948万円		
差引	1,772万円		
本年度の財源内訳	国	529万円	
	県	1,062万円	
	その他	5万円	
	市費	4,124万円	

27	精神科救急医療対策事業		事業内容 <b>1 精神科救急医療対策事業〈拡充〉 3億526万円</b> 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急な精神科医療を必要とする方の受入協力機関の体制確保を行います。 (1) <u>精神科救急医療の受入体制〈拡充〉</u> 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 <u>さらに、深夜の民間精神科病院の受入を通年実施し切れ目のない精神科救急医療体制を整備します。</u> (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本年度	3億895万円		<b>2 精神科救急協力病院保護室整備事業</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あんしん</span> <b>369万円</b> 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前年度	2億8,820万円		
差引	2,075万円		
本年度の財源内訳	国	3,813万円	
	県	—	
	その他	18万円	
	市費	2億7,064万円	

## IV 生活基盤の安定と自立の支援

28	生活保護・生活困窮者自立支援事業		<b>事業内容</b> 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護における自立支援の取組及び、生活困窮者自立支援制度をさらに拡充し、一体的な実施を進めていきます。
本年度	1,303億5,726万円		<b>1 生活保護費（法定分） 1,294億9,365万円</b> 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。 (1) 被保護世帯 54,142世帯（28年11月 53,597世帯） (2) 被保護人員 70,809人（28年11月 70,724人）
前年度	1,291億3,106万円		
差引	12億2,620万円		
本年度の財源内訳	国	962億8,028万円	
	県	—	
	その他	19億5,065万円	
	市費	321億2,633万円	
			<b>2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】〈拡充〉 4億7,234万円</b> (1) 就労支援事業 18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあった求人開拓などにより、被保護者の早期就労に向けた、きめ細かな支援を展開します。 <u>(2) 年金相談事業 〈拡充〉</u> 被保護者の年金制度の適切な活用に向け、年金受給資格の調査、確認等を行います。 特に「年金機能強化法」改正法の施行に伴い、年金受給資格期間が10年に短縮されたことにより、新たに受給資格を取得した被保護者に対して、重点的に手続き等の支援を実施します。
			<b>3 生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉 3億9,127万円</b> 生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援を積極的に進めるとともに、相談者の状況に応じて職場実習・就労訓練の場の提供、家計管理の支援など、多面的な相談支援を実施します。 (1) 自立相談支援事業・住居確保給付金の支給 各区に自立相談支援員を配置し、生活困窮者の状況に応じた自立支援計画を作成します。これに沿って、ジョブスポットと連携した一般就労に向けた支援や、離職により住宅を失う恐れがある方に対する家賃相当額の支給（有期）により、住まいの確保を通じた求職活動の支援などを行います。 (2) 就労準備支援事業、家計相談支援事業等 利用者の個々の能力に応じて、定時出勤の習得など基礎的な訓練を行う就労準備支援事業や、より就労に近い訓練を行う就労訓練事業（中間的就労）の利用を図り就労支援を進めます。 また、家計収支のバランスの見直しや多重債務の整理支援など、家計改善の観点からの支援なども含め、自立に向けた包括的な支援を展開します。 <u>(3) 寄り添い型学習支援事業 〈拡充〉</u> 貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施するほか、高校等に進学した後のフォローを強化します。 ・中学生の受入枠の拡大：90人増 計810人（28年度：720人） ・高校中退防止の取組強化（18区）

29	援護対策事業		<b>事業内容</b> 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。
本年度	15億8,656万円		<b>1 寿地区対策 1億7,324万円</b> (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業 <b>2 寿町総合労働福祉会館の再整備 1億5,204万円</b> 28年度に引き続き、既存会館の解体工事を、29年5月まで行う予定です。その後の新築工事については、29年度上半期に契約手続きを行い、9月から実施する予定です。 <b>3 ホームレス等自立支援事業 4億1,041万円</b> 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。 <b>4 中国残留邦人等援護対策事業 8億5,087万円</b> 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。
前年度	16億6,185万円		
差引	△7,529万円		
本年度の財源内訳	国	9億864万円	
	県	—	
	その他	7,259万円	
	市費	6億533万円	

**臨時福祉給付金給付事業費について**  
(28年度12月補正予算を繰り越して継続実施するもの)

消費税率引上げの延期に伴い、軽減税率の導入も延期となったことから、低所得者に与える負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として28年度臨時福祉給付金の支給対象者へ給付します。

- 対象見込み者数及び給付額** 51.5万人、1人当たり1万5千円  
事務経費の節減を考慮して、29年4月から31年9月までの2年半分を一括して支給。
- 補正予算計上額** 86億3,477万円（財源は全額国費）

【内訳】事業費：77億2,500万円、事務費：9億977万円

事務費は、コールセンター、相談窓口、事務処理センター審査支給システムの構築・運用、申請書作成経費等を計上。

※29年3月に申請受付を開始し、6か月間申請受付をする予定であり、28年度中の事業の完了は見込めないため、全額繰越明許費を設定しています。

＜参考＞28年度臨時福祉給付金（28年度当初予算）

- 支給対象者：28年1月1日（基準日）時点で横浜市の住民基本台帳に登録されている方で、次の①及び②の両方に該当する方
  - ①28年度市民税が課税されていない方（市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除く）
  - ②生活保護等を受けていない方
- 支給対象者数及び給付額：51.5万人、1人当たり3千円
- 予算計上額：36億5,910万円  
※障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）給付事業費12億円を含む。

30	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		事業内容
			<b>1 小児医療費助成事業〈拡充〉 100億8,742万円</b> 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成 します。  対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学6年生（入・通院） 303,221人 (2) 中学生（入院） 1,287件  <u>29年4月から通院助成の対象を小学6年生まで拡大          し、小学4～6年生の本人負担を3割負担から通院          1回の上限度額500円までに軽減します。</u> <u>保護者の市民税が非課税の場合は、上限度額500円を          無料とします。</u> ・通院、入院医療費に係る自己負担分の助成等 95億7,586万円
	本 年 度	119億3,069万円	
	前 年 度	108億6,941万円	
差 引		10億6,128万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,021万円	<b>2 ひとり親家庭等医療費助成事業 18億4,327万円</b> ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負 担分を助成します。  (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 42,630人
	県	26億8,220万円	
	その他	1億5,174万円	
	市 費	90億8,654万円	

31	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後期高齢者医療 事業費会計)		事業内容
			国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、 後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域 連合と市町村が連携して運営します。 <b>1 対象者</b> 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方 <b>2 被保険者数</b> 421,413人（28年度：405,406人） <b>3 自己負担</b> 外来・入院ともに原則定率1割負担 （現役並み所得者は定率3割負担） <b>4 保険料</b> 均等割 43,429円 所得割率 8.66%（前年同） 賦課限度額（年間）57万円（前年同）
	本 年 度	744億7,847万円	
	前 年 度	715億8,372万円	
差 引		28億9,475万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	(1) 低所得者の一部軽減判定所得の引上げ ※政令改正 (2) 軽減特例の一部見直し（国の予算措置） ア 均等割を9割、8.5割軽減する特例は、継続 イ 所得割を5割軽減する特例は、29年度は2割軽減 30年度から本則（軽減特例は行わない）に戻す予定 ウ 元被扶養者の均等割を9割軽減する特例は、 29年度は7割軽減、30年度は5割軽減、31年度から 本則（資格取得後2年間は5割軽減）に戻す予定 <b>5 高額療養費の一部見直し ※政令改正予定</b> (1) 現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ (2) 一般所得区分の外来の年間限度額を新設
	県	—	
	保険料等	406億2,368万円	
	市 費	338億5,479万円	

32	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)	
本年度		4,060億8,470万円
前年度		4,037億4,945万円
差引		23億3,525万円
本年度の財源内訳	国	713億9,637万円
	県	189億9,435万円
	その他	2,833億8,649万円
	市費	323億749万円

## 事業内容

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。

- 1 被保険者数**：820,200人（28年度：840,290人）  
**世帯数**：525,200世帯（28年度：531,686世帯）

### 2 一部負担金割合

原則3割。小学校就学前は2割。  
70歳以上は2割※（現役並み所得者は3割）。

※26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた人は、特例により1割負担。

### 3 高額療養費(70歳以上)の一部見直し ※政令改正予定

ア 現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ  
イ 一般所得区分の外来の年間限度額を新設

### 4 医療費適正化対策〈拡充〉

データヘルス計画に基づく保健事業を実施し、被保険者の健康増進及び医療費適正化を図ります。

#### (1) 特定健康診査・保健指導（対象者：619,400人）

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率向上のための事業を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。

#### (2) 糖尿病重症化予防事業の全区展開〈拡充〉

糖尿病重症化の恐れのある人について、保健指導や受診勧奨を行い、人工透析の導入といった重症化を予防します（モデル区5区から18区へ拡大）。

## 5 保険料

### (1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ

市費繰入項目：保険料対象費用額（医療給付費分・後期支援金分）の5.5%

### (2) 低所得者に係る軽減判定所得の引上げ ※政令改正

#### ア 5割軽減の所得基準額（世帯合計）

33万円+27万円（28年度：26.5万円）×世帯の被保険者数

#### イ 2割軽減の所得基準額（世帯合計）

33万円+49万円（28年度：48万円）×世帯の被保険者数

軽減	所得合計（例：3人世帯）	
	現行	改正後
5割	33万円超～ 112.5万円以下	33万円超～ 114万円以下
2割	112.5万円超～ 177万円以下	114万円超～ 180万円以下

※7割軽減の所得基準額については変更なし

〈保険料率の比較〉（29年度は見込み料率）

	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
29年度	40%	60%	32,180円	6.64%	9,890円	1.99%	12,650円	2.03%
28年度	40%	60%	31,740円	6.43%	10,170円	2.02%	12,170円	2.03%

〈29年度予算における1人あたり年間平均保険料額〉

122,336円（28年度：121,309円）

（医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計）

## 6 都道府県単位化の準備

制度改正に伴い、国民健康保険は30年度から都道府県との共同運営に移行します。

29年度は、県が策定する国保運営方針についての調整や新たな仕組みに基づく保険料算定など、都道府県単位化に向けた準備を本格的に進めていきます。

## V 健康で安全・安心な暮らしの支援

33	370万市民の健康づくりの推進		<p><b>事業内容</b></p> <p>第2期健康横浜21計画に掲げる、「食生活」「運動」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」「休養・こころ」の5つの分野の取組を加速させ、活力ある横浜を築くため、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりモデルを創出し、オール横浜で「健康寿命日本一」を目指します。</p> <p><b>1 健康横浜21推進事業【中期】 8,694万円</b>          区福祉保健センターにおける地域特性に応じた取組や保健活動推進員などの地域人材の育成・支援を行い、生活習慣の改善に向けた健康づくりの取組を進めます。</p> <p><b>2 よこはま健康アクション推進事業【中期】〈拡充〉 6,360万円</b>          生活保護受給者等への健康支援を全区に拡充することや企業と連携した従業員の健康づくりを後押しする取組として、「横浜健康経営認証制度」を推進するなど、全地域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。</p> <p><u>(1) 生活保護受給者等への健康支援〈拡充〉</u> (3区→18区)          (2) 糖尿病等の疾病の重症化予防の推進 (医療局予算含む)          (3) シニアパワーが発揮される社会参加の環境づくりの推進          (4) 従業員の健康づくりに取り組む「健康経営企業」の推進          (5) 企業と協働した市民の健康づくりの社会環境の整備 「横浜健康経営認証制度」の推進</p> <p>(6) 社会参加やつながりを通じた健康づくりの普及・啓発          (7) 健康行動を誘発する魅力あるプロモーションの展開          (8) ヘルスデータを活用した効果的な健康づくり事業の推進</p> <p><b>3 よこはま健康スタイル推進事業【中期】〈拡充〉 3億7,440万円</b>          市民等が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。</p> <p><u>(1) よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉</u>          市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを民間事業者と共同で実施します。第1期(26～29年度)の最終年度として、累計30万人の市民参加を目指します。          (新規参加予定者5万3千人)          また、参加者への継続支援を推進し、より広い世代に向けて「歩くムーブメント」を拡大していくため、30年度以降の第2期に向けた準備(スマホアプリ開発や参加者への周知等)を進めます。</p> <p>(2) よこはま健康スタンプラリー事業          子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。</p> <p>(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P13)〉</p> <p><b>4 食育の推進【中期】 226万円</b>          第2期横浜市食育推進計画(28年度～32年度)を着実に推進していくために、「栄養バランスのよい食生活の推進」、「市民の食育活動との協働」、「企業・団体との連携」の3つの重点テーマを中心に、企業・団体等と連携して、食育の推進に取り組んでいきます。</p>
本 年 度	5億2,720万円		
前 年 度	5億1,500万円		
差 引	1,220万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	4,097万円	
	県	1,013万円	
	その他	5,425万円	
	市 費	4億2,185万円	
医療局予算 37万円含む			

34	がん検診事業		<b>事業内容</b> <b>1 各種がん検診の実施【中期】 41億5,697万円</b> がんの早期発見・早期治療の促進を目的として、市民の受診機会を確保するため、各種がん検診を実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。 (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)				
	本年度	44億3,627万円					
前年度	42億8,381万円						
差引	1億5,246万円						
本年度の財源内訳	国	1億2,514万円					
	県	—					
	その他	169万円					
	市費	43億944万円					
			区 分	対 象	28年度	29年度	
			胃がん検診	X線	40歳以上 (年度に1回)	55,500人	54,500人
				内視鏡	50歳以上 (2年度に1回)	10,000人	13,000人
			肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	77,000人	93,600人	
			子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	130,000人	130,000人	
			乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	75,000人	75,000人	
			大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	165,000人	165,000人	
			前立腺がん検診 (PSA検査)	50歳以上の男性 (年度に1回)	73,000人	73,000人	
			計		585,500人	604,100人	
			<b>2 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化 2,185万円</b> 妊婦の方は産婦人科を定期的に受診し、罹患率の高まる年齢の方が大部分を占めていることから、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配布する健診券綴の中に、子宮頸がん検診無料クーポン券を引き続き追加し、効果的な子宮頸がん予防策を実施します。				
			<b>3 受診勧奨通知等の個別送付〈拡充〉 2億5,745万円</b> (1) きめ細かな受診勧奨 21歳から69歳までの対象となる方へ年代別に通知内容を変えるなど、きめ細かな受診勧奨通知を送付し受診率の向上を図ります。 (2) 検診開始年齢の方への無料クーポン券等の送付 子宮頸がん検診の開始対象となる20歳及び乳がん検診の開始対象となる40歳の方に対して、無料クーポン券等を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。 〈対象人数〉 子宮頸がん 約2万人、 乳がん 約3万人 <b>〈3〉 受診勧奨通知または無料クーポン券対象者への再勧奨通知〈拡充〉</b> <u>これまで子宮がん(20歳)及び乳がん(40歳)検診開始初年度の無料クーポン券対象者の方に送付していた再勧奨通知について、特定の年齢の方も対象に加え送付します。</u> <u>〈対象年齢〉 20・25・30・35歳(女性)</u> <u>40・45・50・55・60歳(男女)</u> (4) 精密検査未受診者への受診勧奨 がん検診で「精密検査が必要」とされたものの、精密検査の受診が確認できない方に対して、受診勧奨を行います。				

35	予 防 接 種 事 業		<b>事業内容</b> 感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に 予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関に において実施します。																																					
本 年 度	98億630万円		<b>1 予防接種コールセンターの設置〈新規〉3,000万円</b> 市民からの問い合わせにきめ細かく対応するため、 予防接種コールセンターを設置します。																																					
前 年 度	94億5,938万円		<b>2 子どものための予防接種事業 80億8,667万円</b> 四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、 ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、麻しん風しん混合 ワクチンなどの予防接種を引き続き実施します。																																					
差 引	3億4,692万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒブ</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>B型肝炎※1</td> <td>1歳未満</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>四種混合</td> <td>生後3か月～7歳半未満</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>B C G</td> <td>1歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">麻しん風しん混合</td> <td>1期 1歳</td> <td rowspan="2">2回</td> </tr> <tr> <td>2期 5歳～7歳未満※2</td> </tr> <tr> <td>水痘(水ぼうそう)</td> <td>1歳～2歳</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎※3</td> <td>1期 生後6か月～7歳半未満</td> <td rowspan="2">4回</td> </tr> <tr> <td>2期 9歳～13歳未満</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td>11歳～13歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防※4</td> <td>小6～高1相当の女子</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>			ワクチン種類	対象者	接種回数	ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回	小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回	B型肝炎※1	1歳未満	3回	四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回	B C G	1歳未満	1回	麻しん風しん混合	1期 1歳	2回	2期 5歳～7歳未満※2	水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回	日本脳炎※3	1期 生後6か月～7歳半未満	4回	2期 9歳～13歳未満	二種混合	11歳～13歳未満	1回	子宮頸がん予防※4	小6～高1相当の女子	3回
ワクチン種類	対象者	接種回数																																						
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回																																						
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回																																						
B型肝炎※1	1歳未満	3回																																						
四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回																																						
B C G	1歳未満	1回																																						
麻しん風しん混合	1期 1歳	2回																																						
	2期 5歳～7歳未満※2																																							
水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回																																						
日本脳炎※3	1期 生後6か月～7歳半未満	4回																																						
	2期 9歳～13歳未満																																							
二種混合	11歳～13歳未満	1回																																						
子宮頸がん予防※4	小6～高1相当の女子	3回																																						
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,979万円																																						
	県	1,768万円																																						
	その他	1万円																																						
	市 費	97億6,882万円																																						
※1 28年4月1日以降生まれが対象 ※2 小学校入学1年前の4月1日～ 入学の年の3月31日まで ※3 接種が完了していない方の内、生年月日が9年4月2日から 19年4月1日の間は、20歳未満まで、19年4月2日から 21年10月1日までの方は2期の接種期間中に1期の未接種分を 接種可能 ※4 25年6月14日以降、積極的勧奨の差し控え																																								
<b>3 高齢者のための予防接種事業 16億111万円</b> <b>(1) 肺炎球菌ワクチン 4億4,868万円</b> 高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻 みの対象者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワ クチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 (自己負担額：3,000円)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者(29年度に迎える年齢)</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人用肺炎球菌</td> <td>65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>			ワクチン種類	対象者(29年度に迎える年齢)	接種回数	成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳	1回																													
ワクチン種類	対象者(29年度に迎える年齢)	接種回数																																						
成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳	1回																																						
<b>(2) 季節性インフルエンザワクチン 11億5,243万円</b> 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、イン フルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 (自己負担額：2,300円)																																								
<b>4 風しん対策事業 8,852万円</b> 「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、予防接種費用及び抗体検査 費用の助成を実施します。																																								

36	感染症・食中毒 対策事業等		<b>事業内容</b> 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	6億2,515万円		<b>1 感染症・食中毒対策事業 3,032万円</b> 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
前年度	6億6,213万円		<b>2 感染症発生動向調査事業 5,269万円</b> デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。
差引	△3,698万円		<b>3 結核対策事業 2億6,022万円</b> 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。
本年度の財源内訳	国	1億7,967万円	<b>4 エイズ・性感染症予防対策事業 6,078万円</b> エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。
	県	33万円	
	その他	359万円	
	市費	4億4,156万円	
<b>5 衛生研究所運営事業 2億2,114万円</b>			
(1) 管理事業 衛生研究所の運営及び建物設備の管理等を行います。			
(2) 試験検査事業 保健所等から持ち込まれる検体（細菌やウイルス、食品等）の試験検査を行います。			
(3) 試験検査機器維持整備事業 (2)の「試験検査事業」で実施する試験検査に必要な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性の確保を図ります。			
(4) 調査研究・研修指導事業 日常の試験検査業務から派生した技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を実施します。 また、保健所など公衆衛生行政に携わる市の職員や学生等に対する研修を行います。			
(5) 感染症・疫学情報提供等事業 市内の医療機関から得られた感染症の発生状況を国へ報告するとともに、国内外の感染症の情報を医療機関や市民へ情報提供し、市民の感染症予防・啓発を行います。 また、区局で実施する健康に関連したアンケート調査の統計分析等を行うことにより、施策立案の根拠の明確化を支援します。			
(6) ヘルスデータ活用事業（健康アクション推進事業）〈再掲(P32)〉 各種生活習慣、疾病や死亡統計などの健康に関連したデータや、協会けんぽや国民健康保険加入者の健診データ等を分析・把握し、地域特性や健康課題などに関する施策の根拠を明らかにし、また、事業評価を行います。			

37	新型インフルエンザ 対 策 事 業	<b>事業内容</b> 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。	
本 年 度	7,536万円	<b>1 医療体制の確保等</b> <b>7,486万円</b>	
前 年 度	7,885万円	(1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を整備します。	
差 引	△ 349万円	(2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき市内薬局で備蓄します。	
本年度の 財源内訳	国	—	(3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。
	県	—	(4) 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。
	その他	—	<b>2 市民啓発の推進</b> <b>50万円</b>
	市 費	7,536万円	市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。

38	医療安全の推進	<b>事業内容</b>	
本 年 度	6,596万円	<b>1 医療安全支援センター事業〈拡充〉</b> <b>1,398万円</b>	
前 年 度	6,571万円	<b>(1) 医療安全相談窓口の運営〈拡充〉</b>	
差 引	25万円	医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。	
本年度の 財源内訳	国	—	(2) 医療安全研修会等の開催
	県	—	患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会を開催します。
	その他	2,874万円	また、出前講座等の市民向け啓発を行います。
	市 費	3,722万円	<b>2 薬務事業</b> <b>1,290万円</b>
			(1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。
			(2) 薬物乱用防止啓発等
			危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。
			(3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。
			<b>3 医療指導事業</b> <b>3,908万円</b>
			医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）や診療所及び医療法人等への許認可業務等を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。

39	食の安全確保事業		<b>事業内容</b> 食品関係施設への監視指導や検査により、食中毒や違反食品の流通を防止し、食の安全を確保します。
本年度	2億5,548万円		<b>1 食品衛生監視指導等事業</b> <b>3,863万円</b> 食品関係施設に対する監視指導等を実施します。
前年度	2億7,856万円		<b>2 食の安全強化対策事業</b> <b>8,121万円</b> ノロウイルス等による食中毒を防止し、残留農薬、アレルギー物質、カビ毒等による危害を防止するため監視指導や検査を実施して、違反食品を排除します。
差引	△2,308万円		<b>3 食品の放射性物質検査事業</b> <b>1,306万円</b> 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	231万円	<b>4 食品の適正表示推進事業</b> <b>248万円</b> 食品の原産地や原材料等の適正な表示が守られるように、販売店等の立入や事業者の啓発を行います。
	県	—	
	その他	2億2,399万円	<b>5 市場衛生検査所運営事業</b> <b>1億2,010万円</b> 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。
	市費	2,918万円	

40	快適な生活環境の確保事業		<b>事業内容</b> 環境衛生営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地の許可について厳格な審査を行います。
本年度	7,970万円		<b>1 環境衛生監視指導等事業〈拡充〉</b> <b>6,272万円</b> ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い墓地の許可事務を適切に行います。 <u>29年度中に民泊を規制する住宅宿泊事業法が施行されることから、民泊の衛生指導等を新たに実施します。</u>
前年度	7,414万円		
差引	556万円		<b>2 建築物衛生、居住衛生等対策事業〈拡充〉</b> <b>1,258万円</b> レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時の調査を行います。 <u>また、ビル等に設置された貯水槽を対象に、災害時給水協力貯水槽の認定を進めます。</u>
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,883万円	
	市費	6,087万円	<b>3 災害時生活用水確保事業</b> <b>440万円</b> 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を実施します。

41	動物の愛護及び保護管理事業		<b>事業内容</b> 犬や猫の適正飼育や終生飼育の啓発、不妊去勢手術の推進、犬や猫の保護収容や狂犬病予防に取り組み、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指します。 <b>1 動物愛護センター運営事業 3,375万円</b> 動物行政の拠点として適正で効率的な施設運営、維持管理を図るとともに、動物愛護をきっかけとした市民活動を支援する交流の場として活用を図ります。 <b>2 動物愛護普及啓発事業 3,786万円</b> 動物愛護フェスタ等の啓発事業や、マイクロチップ装着費用の一部を助成します。 また、 <u>猫の不妊去勢手術費用の助成については、対象を飼い主のいない猫に限定するとともに、事業を実施する動物病院を市外へ拡大しました。</u> <b>3 動物保護管理事業 6,871万円</b> 市民からの依頼に基づく犬・猫の引取り業務、飼い主が不明の犬・猫及び傷病動物の保護収容業務等を行います。保護収容した犬や猫等は飼い主への返還や可能な限りの譲渡を行います。 <b>4 狂犬病予防事業 6,073万円</b> 犬の登録率と注射の接種率の向上のため、犬鑑札や狂犬病予防注射済票の交付を市内動物病院等に委託するほか、集合注射会場の開設、未注射の犬の飼い主への接種勧奨を行います。
本年度	2億105万円		
前年度	2億3,049万円		
差引	△2,944万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1億3,599万円	
	市費	6,505万円	

42	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計) 難病対策事業		<b>事業内容</b> <b>1 公害健康被害者対策事業(一般会計) 5億7,861万円</b> 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 ○公害健康被害補償事業、公害保健福祉事業、環境保健事業、環境保健サーベイランス調査事業 <b>2 石綿健康被害対策事業(一般会計) 2,232万円</b> 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露の健康管理に係る試行調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 <b>3 公害被害者救済事業費会計 4,706万円</b> 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 ○給付事業、公害保健センター事業等 <b>4 難病対策事業(拡充) 1億1,823万円</b> 難病法第40条及び同法附則の規定により、30年4月に特定医療費(指定難病)助成業務を主とする <u>難病対策事業が道府県から政令市に移譲されることに伴い、29年度は業務システムの構築や、条例・規則の整備等の準備業務を行います。</u> また、各区における難病相談事業や一時入院事業といった既存事業も引き続き実施します。
本年度	7億6,622万円		
前年度	6億9,634万円		
差引	6,988万円		
本年度の財源内訳	国	4,783万円	
	県	222万円	
	その他	5億8,749万円	
	市費	1億2,868万円	

43	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園 事業費会計)		事業内容
本 年 度	49億6,285万円		<b>1 斎場運営事業〈拡充〉 18億2,315万円</b> 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。また、北部斎場で繁忙期に予備炉を稼働させるため、休憩室の増室改修工事を行います。 <b>2 民営斎場使用料補助事業 2,872万円</b> 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 <b>3 墓地霊堂事業 3億7,582万円</b> 市営墓地・霊堂の管理運営を行うとともに、久保山墓地で未使用区画の再募集を行います。また、市民の墓地に関する考えやニーズを把握するため、アンケート調査を行います。 <b>4 メモリアルグリーン事業 9,716万円</b> メモリアルグリーンの管理運営を行います。 <b>5 市営墓地整備事業【中期】 26億2,800万円</b> (1) 日野こもれび納骨堂 14億2,800万円 建築工事、使用者募集等 (2) 舞岡地区新墓園 12億円 実施設計、用地買替等 <b>6 新斎場整備検討事業【中期】〈新規〉 1,000万円</b> 今後の火葬需要の増加に備えるため、新たな斎場整備について検討します。
前 年 度	29億1,303万円		
差 引	20億4,982万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	12億8,552万円	
	市 費	36億7,733万円	



## よこはま健康ファミリー

@yokohama\_kenko

横浜市役所の公式Twitterアカウントです。  
 健康ファミリーは健康長寿日本一を目指す横浜市に住む家族(パパ、ママ、ワタシ、ヘルスイ(ペット:犬))です！  
 健康づくりに関するお得な情報を発信しています。

# 外郭団体関連予算一覧

(単位：千円)

団体名	区 分	28年度	29年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)寿町勤労者福祉協会	補助金	70,000	66,100	△ 3,900	① 寿町総合労働福祉会館の代替仮施設の管理・診療所の運営等
	委託料	42,199	42,199	0	① 寿生活館の管理
	計	112,199	108,299	△ 3,900	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	4,435,955	4,363,803	△ 72,152	
	委託料	1,636,769	1,717,104	80,335	
	計	6,072,724	6,080,907	8,183	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,451,838	1,422,261	△ 29,577	① 団体事業費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,300,126	1,332,748	32,622	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,751,964	2,755,009	3,045	
障害者支援センター	補助金	2,984,117	2,941,542	△ 42,575	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	336,643	384,356	47,713	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	3,320,760	3,325,898	5,138	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	2,671,984	2,706,082	34,098	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,671,984	2,706,082	34,098	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	4,234	2,136	△ 2,098	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	930,604	928,761	△ 1,843	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援 ④ 認知症疾患医療センターの運営
	計	934,838	930,897	△ 3,941	
合 計		9,791,745	9,826,185	34,440	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし